

平成 20 年第 8 回にかほ市議会定例会会議録（第 2 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	佐 藤 文 一	局長補	佐 藤 谷 博 之
議事調査係長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健康福祉部長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガス水道局長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総務部総務課長	森 鉄 也	企 画 情 報 課 長	竹 内 規 悦
財 政 課 長	佐 藤 家 一	市 民 課 長	木 内 利 雄
健康推進課長	三 浦 美 江 子	農 林 水 産 課 長	阿 部 誠 一
観 光 課 長	武 藤 一 男	建 設 課 長	齋 藤 正 司
都市整備課長	佐 藤 正	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	齋 藤 俊
文化財保護課長	佐々木 正 憲		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第2号

平成20年9月8日(月曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

午前10時00分 開議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。順次発言を許します。

初めに、2番佐々木正勝議員の一般質問を許します。2番佐々木正勝議員。

【2番(佐々木正勝君)登壇】

2番(佐々木正勝君) 初めに、日沿道建設に伴う対応について伺います。

昨年、日本海沿岸東北道の一部を構成している一般国道7号直轄自動車専用道路である仁賀保本荘道路が仁賀保インター手前まで開通して以来、多くの方々が利用して、多大な利便性があり、今後、早期に象潟仁賀保道路が建設されることを望んでおるところでございます。

そこで、道路建設予定路線内には既存の農業用排水路があり、計画路線の説明会も行われていると思いますが、農家の方々は、図面等において専門的知識がないため計画を十分理解していない場合があります。道路建設中、また、完成後において、地域農家及び水利組合団体等とトラブルが起これることは避けなければなりません。市担当課が調整役となり、水路、農道、農地の管理体制等、全般にわたり発注者と協議・連絡、並びに地域への相談・助言を行いながら、工事が順調に進められ、問題が発生しないよう努めなければならないと思いますので、この点に対する市の対応について伺います。

次に、地球温暖化防止実施進捗状況について伺います。

地球温暖化防止実行計画を策定以来半年、計画期間が5年ですので、まだ目に見える具体的な状況ではないと思いますが、計画書に掲げる現時点での施設における具体的な取り組みと進捗状況はどのようになっているのか。また、計画に対する改善を要する部分的事項があるのか、並びに、実施状況を公表することになっておりますが、どの時点で公表するのか、伺います。

さらに、本県では、地球温暖化防止のため、循環社会の形成やレジ袋削減などを目指す取り組み

が展開される中、次世代を担う子供たちへの関心を高めようと、学校、行政などの連携による活動が新聞、雑誌等で事例として紹介されておりますが、当にかほ市小学校における現在の取り組み状況と今後の活動のあり方についても伺います。

次に、漁港関連道路の末端排水路改良について伺うものでございます。

金浦地区まちづくり計画に、川尻・竹嶋潟1号線の冠水対策工事が計画されております。今回の整備計画では側溝断面の改良であります。その流量の多くが漁港関連道路の横断暗渠を通り、海岸へ排水されており、台風、高波のたびにその出口が石や雑木等で埋没し、排水不能の状態が、年通して3もしくは4回発生している状況であります。このため、地域では、その都度行政に連絡して、作業員、また重機等で除去している状況です。このことから、当該まちづくり整備計画の水路改修とあわせて、末端海岸での出口改良について、大雨による道路冠水防止も含め、高波においても埋没しないような根本的改良が必要と思っておりますので、整備計画内でできないものか、伺うものでございます。

最後に、子ども農山漁村交流プロジェクトについて伺います。

本年度より文部科学省、総務省、農林水産省が連携し、環境省の協力のもとに、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識等をはぐくみ、力強い子供の成長を支える教育活動として、農山漁村での長期宿泊体験活動を推進する子ども農山漁村交流プロジェクトが推進されております。このプロジェクトを円滑に進めるため、関係組織の連携強化、受け入れ態勢の整備や学校の取り組み支援に対する調査・検討を進めるべきと考えますが、その対応について伺うものでございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。きょうからの3日間となりますが、一般質問、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、佐々木正勝議員の御質問にお答えしたいと思います。

初めに、日沿道の建設関係でございますが、佐々木議員が御指摘のように、日沿道の整備に当たっては、極力関係者の皆さんに御不便や御迷惑をかけないように、市が調整役となって、十分検討を加えながら、建設工事を促進してまいりたいと、そのように考えております。これからの取り組み等、詳細については担当部長がお答えいたします。

次に、地球温暖化防止についてでございます。

御承知のように、にかほ市地球温暖化防止実施計画は、平成18年度を基準といたしまして、20年度から24年度までの5カ年でCO₂排出量を7%削減しようという計画でございます。仁賀保、金浦、象潟の3庁舎を初め、主要施設において現在取り組んでいる状況でございます。具体的な取り組み状況は、各庁舎、施設ごとの主任、推進員で構成しております計画推進会議を定期的開催し、各施設ごとに取り組み内容を検討した上で実行し、その結果についてさらに検証をしながら、次の実行に移すようにしております。

具体的な例を申し上げますと、事務室の昼休みの消灯はもちろんでございますが、蛍光灯の間引き、退庁時のコンセントの抜き取り、さらには冷房機器の稼働についても基準を徹底するなどの取

り組みを実施しております。4月から7月までの4ヵ月間の実績を見てみますと、CO₂排出量は、基準年であります平成18年度と同じ4ヵ月間では598トンでございました。598トンでございましたが、取り組み中の今年度は439トンとなっております。したがって、27%の削減でございます。この多くが都市ガス使用量の減でございます。要因は気象条件の相違もございますが、熱量変更による影響もあると思われまます。そして、最大の要因は、職員一人一人が地球温暖化防止の意識のもとにCO₂削減へ具体的に取り組んできた結果であると、そのように認識をしているところでございます。また、初年度の削減目標率であります2%の削減はクリアできるものと予測をしているところでございます。

計画に対する改善事項については、計画推進会議で、四半期ごと、あるいは年間を通しての取り組み実績を検証した上で改善事項を決定し、次年度計画に反映していくことにしております。したがって、現段階、まだ4ヵ月しかたっておりませんので、先ほど申し上げた例など、今年度の計画に基づき実施してまいりたいと思っております。また、公表についてでございますが、各庁舎、各施設では四半期ごとの結果を市民及び各職員が閲覧できるように、そして、年間実績については広報等を利用して当該年度の取り組み実績を翌年度の6月に公表したいと思っております。他の質問については、教育長、担当部長が答えいたします。

次に、漁港関連道路の末端排水路の改良についてでございます。御指摘のように、末端部は、高潮・高波のたびに、ごみや流木などで出口が埋まり、排水が困難な状態となります。そのたびに重機などを使って、石や流木を除去して復旧してまいりましたが、これは旧金浦町時代からの懸案の事項でもございました。今年度事業採択になりました金浦地区まちづくり交付金事業では、長年にわたる国道7号、バイパスの黒川歩道橋下が冠水いたしまして、近くの住民や車の通行に大きな被害を与えてきたところでございます。その解消を図るために、道路や排水路等の整備に向けて、現在、測量・設計を行っておりますが、御質問にあります飛の崩れに抜ける排水路はその末端部に当たります。御承知のように、この末端部は県管理の漁港海岸となりますので、県と十分相談しながら、効果的な施設整備ができるのか、検討をしてまいりたいと思っております。ただ、この付近は、国指定の由利海岸波よけ石垣がありますので、そのことも十分踏まえながら検討してまいりたいと思っております。したがって、まちづくり交付金事業で実施するか実施しないかは別として、今後の課題だと思っております。

次に、子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございます。御承知のように、このプロジェクトは、総務省、文部科学省、農林水産省が、全国2万3,000校で体験活動を展開することを目指して、今後5年間で農山漁村における宿泊体験の受け入れ整備や、地域をサポートするための全国推進協議会の整備等を進めるものでございます。今年度から5ヵ年のモデル事業としてバックアップするものでございますが、体験活動による教育効果は大きいと思います。また、受け入れ態勢が整うことによりまして、地域の活性化にも大きく貢献するのではないかなと思っております。

このプロジェクトは、全国で40地区程度の受け入れ可能地域を選定するようでございますが、秋田県では仙北市の仙北農山村体験推進協議会がモデル地域となっております。にかほ市としては、このモデル地域の活動報告を精査した上で、どのような課題があり、どのように解決していく

のか、あるいは、実際市としての役割がどうあるべきなのかということについて、報告書などを踏まえながら、実現に向けて検討をしてみたいと思っております。

なお、今年度から、県観光連盟の会員による教育旅行誘致委員会を設立しておりますが、このプロジェクトにこだわらず、教育旅行の誘致や体験旅行の商品化に向けた取り組みを実施してみたいなと、そのように考えているところでございます。しかしながら、最も大きな課題は受け入れ態勢の構築でございます。これまで体験型の商品開発を進めるために農家の皆さんに相談してきたところでございますが、まだまだ期待できるような状態ではございませんので、さらに先進事例などにに基づきながら、受け入れ態勢の構築に向けて努力を重ねてみたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、最初に、日沿道建設に伴う関連の補足答弁をいたしたいと思います。

最初に市長が言ったとおり、事業自体は進捗が計画どおり進んでいるところでございます。昨年度は、事業の進みぐあいが、白雪川までの北側ということで、あまり金浦地区のほうの地権者というのはいなかったかもしれませんが、本年度はもう白雪川を越えて、金浦インターチェンジまでの事業が進む予定になっていますので、恐らくこれからいろいろ忙しい時期になるのかなというふうに思っております。

昨年度も、当然なんですけれども、事業始まって以来、うちのほうの都市整備課というのが窓口、あるいは調整役ということで、国交省の事務所、並びに地元の地権者、あるいは組合と一緒に協力をしながら、詳細にわたる打ち合わせなんかをやりながら進めてきておまして、特別今までにおいて問題なんかはないというふうに聞いてはおります。ただ、今、申し上げたとおり、これから一番、金浦地区も入ってきますので、もっともっと綿密な打ち合わせが必要かなと思っております。

また、高速道路をつくる場合、国交省の場合、いろいろな工程がございます。聞きましたら、14の工程があるんだそうです。それで、いろいろな環境アセスから都市計画の決定やら、あるいは、それが終わり次第、今度設計の協議、いよいよ現地に入っている用地の買収、あと、埋蔵文化財とかあれば調査なんか、あるいは工事の発注についてもいろいろと、供用を開始するまで、地権者とか、今申し上げたとおり組合の皆さん、あるいは土地改良区、あるいはうちのほうの行政も含めてなんですけれども、その説明会を開催されてきております。当然今後も引き続き工事が順調に進むよう、また、工事完成後もいろいろなトラブルが生じないように、市としても関係者の皆さんの調整役、あるいは窓口として、日沿道の早期の完成に努めてみたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） おはようございます。それでは、私のほうから、市内小学校の地球温暖化に関する取り組み状況について答弁させていただきたいと思っております。

まず、授業の中で学習しているものとしては、4年生社会科の「健康な暮らしとまちづくり」と

いう単元で、水資源とごみ問題の学習、5年生社会科の「環境を守る」という単元で、地球温暖化についての調べ学習、6年生理科では、「ものの燃え方と空気」という単元の中で、化石燃料と大気汚染、地球温暖化に関する学習をしております。さらに「人と環境」という単元では、環境保全全般についての学習を行い、環境問題に関する知識の習得に努めているところであります。さらに、総合学習の時間において、これら授業での学習を踏まえて、「郷土の自然と保護」に関する体験的な学習、植物の栽培や植樹などの多様な学習活動に取り組んでおります。また、授業以外での児童の活動としては、古新聞、空き瓶の回収などのリサイクル活動、プルタブの回収運動、給食の牛乳パックのリサイクル、地域のクリーンアップ活動、家庭でのエコ生活レポートづくりなどに、地域やPTAとか家庭との連携を図りながら取り組んでいるところであります。また、どこの事業所でも取り組んでおることと思いますけれども、学校経営の中でも伝統や冷暖房の省エネ、両面印刷や使用済みコピー紙の裏面利用など、印刷物の多い学校としては紙の消費の削減などに努めておりますし、水道水の節約、給食の残菜での肥料づくり、ごみの分別など、さまざまな細かな取り組みも行っているところであります。

子供たちの取り組みに関しては、現在行われている取り組みを通して、子供たちの環境保全に対する実践意欲といったものを一層高められるように今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 2番佐々木正勝議員。

2番（佐々木正勝君） 今、市長からは末端の排水工事、県と協力しながら前向きに考えるということですので、それについては再質問を行いません。

それで順序が逆になるわけなんですけれども、私が今、温暖化防止と、なぜこのにかほ市の小学校問題を取り上げたかといいますと、ことしの2月に通常国会に提出された平成20年度版の「農業白書」の中で、農業体験学習でさまざまな教育効果が出るという文言があります。その中で、この農業学習することによって、小学生の思いやりの心を養い、不安などの感情が低下する傾向がグラフで紹介されております。よって、この温暖化と、小学校問題というのは切っても切れない状況で、今、教育長から、植物の栽培、環境問題、水資源、クリーンアップとかリサイクル、いろいろありまして、そのぐらいやっているのかなと思いましたが、そこで、今年の6月に、にかほ市当局で、菜の花プロジェクト実行委員会を立ち上げております。

今、冒頭、私が事例として新聞・雑誌と言いましたけれども、この事例なんですけれども、いわゆる温暖化防止と菜の花バイオエネルギーをテーマとした講話などが結構開かれております、各地で。小学校はすべて対象です。菜の花の花見、それから菜の花の刈り取り、それから廃食油の工場見学などが事例として新聞・雑誌等でたくさん取り扱っております。いわゆる、この菜の花と温暖化防止という形で。それで、当にかほ市でもこのプロジェクトを立ち上げておりますので、何とかにかほ市でも、今、ことしの6月に立ち上げましたので、にかほ市でもそれが活用できないかと、そういう趣旨で質問したわけでございますけれども、その辺についても若干、後で答弁をいただきたいと思っております。

これは、今のでございますと、いわゆる縦の機構ですけれども、横の関係あります、やっぱり教育

関係と産業関係が連携しないと、これが出てこないと思いますので、このプロジェクトはたしか産業関係でしたよね。ですので、学校は教育委員会ですので、これは関連があると思いますので、その辺のところも後で答弁をいただきたいと思います。

それと、日沿道関係で、結構今までも努力されまして、今後とも検討いろいろやると言いますが、それでも、そこで、ことし、まだ 20 年度はもう半年あるわけなんですけれども、今の白雪川から金浦インターまでの区間、いずれ買収になると思います。一番そこで、私がここで公的に質問したいのは、詳しいことはわかりましたけれども、買収された後の管理といいますが、買収はされました、しかし、工事が半年後になるか 1 年後かわからない。まして、ことしの場合、道路財源で、来年は一般財源も絡んでおりますから、買収はことしやりました、3 月までできました。しかし、工事がいつやるかわからない。それで、本議会の市長の最初の行政報告の中でも、今、カメムシというのが農家が一番嫌うんですよ、カメムシ。例えば、半年、1 年間、田んぼを買収しました。田んぼが荒れました。カメムシが発生しました。ところが、買った人はそのまま、売った人もそのままでは、周りの方にどのような影響を及ぼすか。確かに今、秋田市全体、本荘も含めて、にかほも含めて、今は良質米というのが非常に叫ばれていますので、その辺のところも何か、まして、にかほ市が全体で今、にかほ市病害虫防除協議会で、いわゆる無人ヘリをやっておりますので、その辺もできるのかできないのか、その辺のところですよ。

それから、まとめて言いますと、市長からも若干答弁あったわけなんですけれども、ここで今、この子ども農山漁村交流プロジェクトについての若干の心配事があるわけなんです。これ、5 年後から、120 万円、一大事業として、教育事業として、これからやるわけなんですけれども、ただ、ここに来て、先月の 8 月 5 日の新聞、これは農業新聞です。農業新聞の中で、このようにうたわれております。若干説明します。

自民党農業基本政策小委員会で、産地づくり交付金の見直し、いわゆる 08 年産米、ことしですよ、生産調整達成県などに対する補助事業の優先措置は当然だろうと議論されております。ただし、今年度生産調整を達成できない県、当然秋田県、今、入ります。今、ことしの春先に国が打ち出した 10 万ヘクタール緊急対策、10 万ヘクタールに対する 500 億円、今現在、大体 6 ヘクタールぐらい、まだ過剰のままです。500 億円のうち、まだ 300 億円ぐらい余っております。秋田県には、その 500 億円のうち 40 億円の配分で、まだ半分も使っておりません。秋田県が 3,000 ヘクタール、まだ過剰なままです。にかほ市は 27 ヘクタールあれで、クリアできておりますけれども、もしこれが今年度クリアできない場合、今私がお話しした小学校にも影響するということ、いわゆる今言ったこの支援事業、農山漁村プロジェクト、これにも、達成した県からこの交付金をやっていくと。達成できない県、秋田県は取り残されると。いかに県が一生懸命になっても、これは取り残されると。それと同時に、力強い農業交付金事業 23 事業含めて、これも達成した県からやっていくと。私が今ここで言いたいのは、市長もしくは担当の部長、いわゆる県内の中で、幾らにかほ市が達成した、由利本荘が達成しても、秋田県が達成しなければ、この交付金がなかなかおりにこないということなんです。これは J A も当然責任ありますよ。しかしながら、水田農業推進協議会の会長は、うちのにかほ市長です。で、副会長が農協の組合長ですから、私もその一員になって

おりますけれども、来年度に向けて非常に危惧されます。このままいきますと、12月の初めに、21年度の来年の適正数量がまた減ります。18年に833万トン、19年度が828万トン、ことしが815万トン。このままいきますと、作況が102、値段は上がらない、米は余っていく、秋田県は取り残されていく。子供にも影響しますから、これからの対応を非常に重要視して考えていただきたい。そういうことで、これからの対応、市長会など、まあ部長の会議も結構あると思いますので、その辺のところを強く訴えていかないと、今ある農業、もしくは我々行政に携わる者としても予算確保が非常に遠くなってくるのが懸念されますので、そこら辺のところも、もし今の段階で言えることがありましたら、お願いしたいと思います。

まず最初に、菜の花と小学校の関連のほうを聞きたいんですけども、何とか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 菜の花プロジェクトにつきましては、今年度、にかほ市全体では約3ヘクタール、来年度の目標として10ヘクタール、5年後を25ヘクタールというふうに計画しているわけでありまして、現在、利用につきましては、なかなか暗中模索の中で食用油に転換というふうなもので、今後、これにつきましては、さまざまエコ活動に熱心な団体もございますので、さまざまな活動の中で、市とタイアップし、また、教育委員会と連絡をとりながら、今後そのような講演会等あれば、学校のほうにお願いできるものは学校に、あるいは一般の方々にそういう機会がありましたら、ぜひこういう先進的な取り組みをしている団体をお願いしまして、講演会等を行って、市民の方々にいろいろ周知してまいりたいと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 今、産業部長からもお話しありました。学校もいろいろなものに取り組んでおりまして、学校としてどう取り組めるか、または、地域の中で親子でそういうものに参加をするとか、いろいろ方法は考えられると思いますけれども、まず、市で行っている事業ですから、学校としても協力できるところは協力しながら、子供のそういう意識というものを高められる場にしていければいいのではないかなと思っていますが、お互い今後連携を図りながら、教育委員会と、先ほど産業部長がおっしゃったように、教育委員会と産業部と連携をとって、学校とも協議しながら、その取り組み方については今後検討させていただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 水稻の過剰作付で各種交付金が秋田県に来ないと、ひいては、にかほ市にも回ってこないというふうな形は大変ばかげた制度ではないかなと思っております。やはりほんの一握りの農家の皆さんが協力しないということで過剰作付になっているわけですので、何とか市長会などを通して、このことを強く、県、あるいは国のほうに要望してまいりたいと、今の段階ではそのように考えております。

買収された用地の管理という御質問でございました。当然ながら、田んぼを買収した場合は、将来的な地盤沈下を起こさないために高盛土をして何年か放置するわけですが、その際は、すべてのり面側のほうにシートを張って、草などが生えないような形の対応をしているようでございます。ですから、そういう高盛土をしないまでの間、そういう雑草が生えるような状態であるとす

れば、良質米生産に大変大きな影響を与えることとなりますので、無人ヘリ防除等も含めて、今後の課題にさせていただきたいと思えます。

議長（竹内睦夫君） 2番佐々木正勝議員。

2番（佐々木正勝君） 何か菜の花と教育関係があんまり。私、今回の9月の定例議会、これメインにしてきたんだけど、対応を検討する、何かこれではもやもやと来るような感じで、やっぱり、今の「農業白書」、今言った20年度版、子供が動けば大人が動くという言葉があるんですね。ですので、この菜の花と環境問題というのは非常に今、あちこちの雑誌で教育問題で今重要視されているんですよ。確かに、教育長の答弁で、クリーンアップから環境学習からいろいろやっております。しかしながら、農業体験を学ぶ教育効果というのは非常に高いものですから、ましてや6月に菜の花プロジェクト、うちのほうで立ち上げているんですよ、市のほうで。そして、菜種の暦も我々に配布来ているんですよ。こういう状況の中、やはり何とか、できれば来年度、もしくは来年度の後半からでも、小学校と連携して、この菜の花に対する取り組みのことは行うと。こういう、ただ検討検討では、「行う」と、これはやっぱり市長でなければ行うとは言えないわけですから。6月に立ち上げているんですよ、プロジェクト。プロジェクトを立ち上げたということは、いろいろな情報の中でわかるんじゃないですか。それ最後に、もう一点、何かいい方向づけの答弁。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 確かに、プロジェクトを立ち上げて、市でも推進しているところではありますが、今年度におきましては、先ほど申し上げましたように、約3ヘクタールほどのものがあります。この菜の花プロジェクトの効果としましては、まず耕作放棄地を景観作物として栽培、それから菜種の収穫、それから油をとって地域で利用、廃食油の回収、BDFの製造を目標とした資源循環ということで、今のところ、このあたりまでがことしの目標としておりますので、6月立ち上げたとは申しましても、実際そのぐらいの、どのぐらいの量が出て、どのぐらいの活用ができるというのは、その時点ではまだなかなか計算もできなかったと思えます。それについては、遅いかもしれませんが、今後そのような活動をしながら、市民の方々に周知、あるいはPRしたり、使用していただくように努めてまいりたいというふうに考えております。

【2番（佐々木正勝君）「わかりました。終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで2番佐々木正勝議員の一般質問を終わります。

次に、16番竹内賢議員の一般質問を許します。16番竹内賢議員。

【16番（竹内賢君）登壇】

16番（竹内賢君） クールビズということで、ネクタイをしていませんので、お許しをいただきたいと思えます。

三つ、私のほうから提起をしておりますので、よろしくをお願いします。

最初に、地域振興局の統合再編問題については、県のほうでは、県議会といろいろやりとりをしながら、県議会のほうからはいろいろな意見が出されておりましたけれども、いずれにしても9月の県議会には、振興局の再編の条例案等が出されると、そういうふうに伝えられております。た

だ、今まで論議されたり、あるいは県のほうで考えた内容とは少しばかり変わってというか、私たちから言うと、県議会の意向にかなり沿ってきたとか、あるいは地域のほうに沿ってきたと、そういうふうに見られる点もあります。五つの行政センターの組織体制を全県一律にするという方針から改めて、各地域課題に応じてチームや班を設置するなど、見直す考え方を示しているということで、五つばかり — あ、六つですか — の点がある。

一つは、観光対策や既存産業の振興など、地域課題に応じて、チームを班を全センターに配置するとか、あるいは、農業分野では、1人から2人の予定だった農林課産地づくりの推進班の専門職員を3～4人に増員し、必要に応じてJA職員を受け入れるとか、あるいは、災害時の対応としては、これはかなり懸念された問題ですが、センターに本局部長級の技術職員を配置し、河川や道路など災害時の対応に当たらせると。それから、行政センターの名称も、組織の見直しに伴って変更すると。いかにも窓口だけのように聞こえるからという話があったためだと思います。そして、最後に、県民の理解を得るために最後まで努力するが、県民の利益につながるなら、会期中でも内容をプラスしていくと、そういう内容で報道されています。したがって、私がこの一般質問を出したときと若干変わっていますが、基本的には地域振興局の再編統合はやられるということですので、伺いたいと思います。

で、一般質問要旨では、「市長は2011年度」というふうになっていますが、ここ、「2009年度」にひとつ字句の訂正をお願いしたいと思います。

地域振興局は、2003年度から、それまでの地方部から、独自の判断で実施できる事務や権限の拡大、各種協議や相談、認可等が局内で完結できる体制をより強化するというので、地域内の横断的組織にすることにより、地域に役立つ組織となるとして設置されてきました。県は、構想当初から、将来は3振興局に統合することは既定路線だというふうに言っていますけれども、市長は2009年度からの統合再編の計画に対して、どのようにお考えになっているか、伺いたいと思います。

二つ目は、現在の由利振興局は、総務企画部、建設部、農林部、福祉環境部の4部15課の184人体制です。これが統合再編されて由利行政センターになった場合、県民生活課、農林課、建設課の3課60人となり、さらに由利福祉環境部、いわゆる保健所です — が存置される計画のようです。これまで由利地域振興局が果たした役割、業績について、どのように評価をしておりますか。また、市、いわゆる旧町時代も含めてですが、求める政策遂行に当たって連携が十分なされて、頼りがいのある権限を持った組織機構だったと評価できますか。

三つ目は、再編後の中央地域振興局は、秋田市の管轄になりますが、にかほ市のまちづくりや行政にとって、これまでと違い、どのようなことが想定されるのか、それに対してどのように対処していくのか、お考えを伺いたいと思います。

四つ目は、県は、地域振興局の統合再編の理由として、将来の道州制を視野に入れた構想だと言っております。3月に秋田県道州制ビジョン懇話会が「道州制のイメージ」という最終報告を出しております。市長は、道州制についてどのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

大きな項目の二つ目です。にかほ市の図書館整備計画について伺います。

にかほ市図書館整備計画がつくられました。現状と課題、整備計画が明らかにされて、全国の図書館サービスの利用状況と、にかほ市の現状を数値的にも比較し、整備目標を25年度、30年度と明確に設定されています。このことについては評価をしたいと思います。さらに、市民にひとしく図書館利用の機会を保障することが必要だということで、市内全域をカバーするサービス網の整備計画が必要だということで、計画を実施するためには具体的なスケジュールを立てなければならないと書いてあります。したがって、現在の進行状況について伺います。

それから、整備の基本方針の項で、地域図書館の新たな整備として、人口集中地区の象潟町地域への設置と、図書館分室の新たな整備として、釜ヶ台地区への設置が求められるとしてあります。さらに、規模基準についても、床面積、蔵書冊数、専任職員数等について具体的に数値が示されており、その中で、図書館専任職員の配置が重要な要素になると考えますが、この点についてどのように検討されているのか、伺いたいと思います。

大きな項目の三つ目です。天然記念物獅子ヶ鼻湿原の現状と保存対策について伺います。

獅子ヶ鼻湿原がある中島台レクリエーションの森の人気の気は年々上がっており、18年度は3万4,158人が訪れていますし、19年度は、事務報告によりますと3万4,660人というふうになっています。年々多くなっています。で、2001年6月12日から9回にわたって、秋田魁新聞に掲載された「獅子ヶ鼻湿原」によれば、21世紀最初の天然記念物指定とあります。「象潟町史」資料編では、老齢化の進んだ湿原であると解説されています。象潟町時代の1992年、鳥海マリモの解明のために専門家の予備調査を実施し、その結果、世界的に希少種とされている貴重なものである可能性が高まり、専門家による学術調査を実施した結果が載っております。その中で、獅子ヶ鼻湿原の特徴である蘚類は — コケですが — 28科56属91種、またコケです — 苔類、18科26属49種、地衣類として10科15属23種が確認されております。中でも、ヒラウロコゴケは日本でも鳥海山だけと、それから、ハンデルソロイゴケは日本では山梨県の八ヶ岳とここだけという珍しいコケと言われています。さらに、町史では、不明な1種は日本新種の可能性もとあるというふうに書いてあります。その後載っていませんが。このように、にかほ市にとって大切な宝である獅子ヶ鼻湿原の保存は重要な課題だと思います。

現在、鳥海マリモが堆積した落ち葉などのために十分見られない状態にあります。この点については、案内人の方も嘆かれております。そこで、18年度から3年間かけて獅子ヶ鼻湿原緊急調査が行われております。これまでの調査で、1992年調査時と特に変化している事象が出ているのかどうか、伺います。

2点目は、天然記念物獅子ヶ鼻湿原の保護に対して、文化財保護審議会等で議題として取り上げられ、話し合われているのかどうか。

三つ目は、シーズンには管理人を配置しておりますが、トイレの整備、木道の整備、あがりこ大王などのブナの保護対策が行われています。そこで、保護と観光についてどのように考えておられるのか、伺います。

それから、東北電力が発電のために取水しておりますが、この東北電力との、いわゆる水の関係で大きな関連がありますから、どのように連携がとられているのか、伺います。

それから、五つ目は、鳥海山の自然環境と獅子ヶ鼻湿原を保存する条例を制定する考えがないか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えいたします。

初めに、地域振興局の統合再編についてでございます。現状の厳しい財政状況のもとで、効率的で効果的な行政運営を実現していくための改革はやむを得ないというふうに理解はしておりますが、まだまだ不透明な点も多く、どちらかといえば、私は反対であります。

県内どの市町村も、厳しい財政状況の中で、生き残りをかけて、地域の特性を生かし、個性あるまちづくりに苦心をしております。一例を挙げれば、当市の場合、山と海に恵まれた豊かな自然、あるいは、歴史にはぐくまれた数多くの文化遺産、これを活用した観光のまちづくりをさらに進める上で、特に県境に位置する当市としては、山形県庄内地域との広域連携による物流、あるいは交流人口の拡大を図っていくことが大変重要であると考えております。にかほ市は、県庁と隣接する中央地域振興局の所轄となりますが、由利行政センターが — 前は 3 年と言ったんですけれども、最近では 5 年という話になっていますけれども — 長くて 5 年で廃止されるというふうなことを考えれば、多方面にわたる連携が後退することが現時点では大変懸念をしているところでございます。また、中央地域振興局が、先ほど申し上げましたように、県庁と隣接しておりますので、二重構造にもなるのではないかというふうな懸念もございます。

これまで、由利地域振興局に権限があるなしにかかわらず、振興局を通して事務事業を進めてまいりました。本課の交渉なども振興局で十分対応していただいたところでございます。また、振興局で完結する事務も多々あったわけでございますので、所管する振興局が県庁と隣接するのであれば、私どもは、できれば県庁本課に直接出向いてお話なり、あるいは交渉をしたほうがよいということで、まあ振興局の取り扱いとなりますけれども、二重対応、そういうことが大変心配されているところでございます。

それから、二つ目の由利地域振興局についてでございますが、合併以前は 1 市 10 町、合併後は由利本荘市とにかほ市として農林漁業を基幹産業としながら、工業の集積による圏域住民の所得向上などにより発展を続けてまいりました。県内では、比較的恵まれた地域であると、そのように自負しております。こうした中で、由利地域振興局は、環鳥海地域の連携、これは山形県の庄内地区との連携も含みますが、広域的な観光圏の形成を目指した、一つは、にぎわいの里づくり。二つ目としては、県立大学を核とする産学官連携による地域産業の振興を目指したものづくりの里づくり。三つ目として、鳥海山麓の豊かな自然にはぐくまれた由利牛に肥育産地の確立、いわゆる安全安心の由利ブランドの形成による農林水産業の振興を目指した恵みの里づくり。それから、住民と協働による快適で豊かなまちづくりを目指した生きがいの里づくりの振興計画を掲げて、本荘由利・にかほ地域の特性を生かした、あるいは、この地域の特性を十分に理解した施策を掲げ、支援や施策遂行に大きな役割を果たしてきたと、そのように評価しております。また、各種団体等の事業推進についても、財政的な支援も含めて連携し、大きな役割を果たしてきたものと思います。そ

うということで、私は大変頼りがいのある組織であったと、そのように評価しております。

次に、これまでとの違いでございますが、先ほど申し上げましたように、県行政のきめ細かい対応が後退することが懸念されます。また、災害や緊急時に迅速かつ適切な対応が将来にわたってできるのか、大変不安材料でもございます。また、行政センターで対応のできないものは中央地域振興局に出向かなければなりませんし、将来的に行政センターが廃止となれば、市民も含めて、時間的に、あるいは経費的にも大きな負担を強いられることとなります。そこで、再編に当たっては、懸念されることや再編後の体制づくりなどについての意見や希望を申し上げてまいりました。このことは、地方分権改革を推進する上で大きな課題でもあると思います。県も市町村も効率的な行財政運営を行うために、職員数の削減などコスト縮減に努めております。

こうした中で、住民に一番身近な市町村に権限を移譲することは、自己責任の中で、その地域に合ったまちづくりが容易に、そして速やかに遂行できることとなりますが、権限移譲に伴う人材の育成と財源の確保が必要不可欠であります。権限移譲に見合う財源移譲が明確にならなければ、分権の進展、地方の自立はなかなか難しいのではないかと思います。市町村の自立も難しいのではないかなと思います。このことを強く申し上げておりますが、先ほど申し上げましたように、県庁と振興局が隣接しておりますので、二重構造についても懸念をしているところでございます。そのようなことで、本荘由利圏域については、県庁本課で対応することがよいとも申し上げているところでございます。今後、不都合な点については、機会あるごとに申し述べてまいりたいと思っておりますが、これから開催される県議会でどのように決着されるのか、注視してまいりたいと思っております。

次に、道州制についてでございますが、現行の都道府県を廃止して、複数の県を統合した面積規模を持つ広域行政体となる自治体をつくり、地方の自立を目指した統治制度の構築であると理解しております。昨今、こうした議論が取り交わされる背景には、地方分権の推進による、国から県、県から市町村へと大幅な権限移譲と、市町村合併の推進によるものと思われれます。平成 16 年小泉総理大臣からの諮問を受けて、社会経済情勢の変化に対応した地方自治制度の構造改革のための道州制のあり方を地方制度調査会で 2 年を費やして検討してまいりました。その結果、一定の結論として道州制の基本的な考え方が示されたところであります。

それによれば、今後、国と地方及び広域自治体と基礎自治体の役割分担の見直しを基本として、これにのっとり事務権限の再配分や、それぞれの組織の再編、また、それにふさわしい税財政制度を実現できるものとすべきであり、その具体策としては道州制の導入が適当であると言われております。しかしながら、これまで長きにわたって存続してきた都道府県を廃止して、道州制を設置することは国家統治システムの大転換であります。将来の我が国の圏域構造のあり方を相当長期にわたり方向づけするものであり、国民生活にも大きな影響を与えるものと思っております。また、平成の大合併では、全国 3,200 あまりの市町村が約 1,800 まで集約され、県内でも 69 市町村が 25 市町村となりました。現在、それぞれの市町村は、新しいまちづくりに向けて、地域住民と協力を重ねているところでございますが、こうした過程の中で道州制と言っても、住民の皆さんが理解できるのかということになります。そして、道州制となれば、市町村に対してさらに大幅な権限移譲が前提

となりますので、その受け皿としての新たな市町村合併が見え隠れしているようにも思います。したがって、道州制については、制度の良否や導入の有無については軽々に判断するものではないと考えております。もっと幅広い見地から検討を加え、何よりも国民的な議論の深まりがまだまだ必要であると、そのように感じているところでございます。

他の質問については、教育長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） それでは、私から、最初に、図書館の整備計画についての御質問にお答えしたいと思います。6月にまとめ上げてから、今後の総合発展計画の実施計画の中に、具体的な計画と実施時期を示していきたいということで、今検討をしているところでございまして、まだ具体的に内容を説明できる状況には至っていないというのが現状でございます。ただ、象潟中学校の空き校舎を利用した象潟地域の図書館の整備については、宝くじ事業を活用して進めていきたいと計画をしております。現在、県に要望しているところでございます。

また、図書館専任職員の配置についてでありますけれども、現在、「こびあ」では、専任職員として正職員1名、臨時職員4名の体制で業務を行っております。そのうち図書司書を有する職員が2名、今、在籍しております。また、仁賀保勤労青少年ホーム図書室には2名、象潟図書室には1名の専任の臨時職員を配置して業務を行っている現状ですが、この二つの図書室には御承知のように図書司書がないことから、今、「こびあ」のほうで司書の資格がある職員が定期的にこの2館2室に出向きまして、職員の指導・助言を行いながら、図書業務の質の向上に努めているところでございます。図書館の専任職員につきましては、教育委員会としては、できるだけ規模基準を基本とした配置を検討していきたいという考えを持っておりますが、昨今の行政のスリム化や効率化が進められている環境の中で、どのように住民のニーズにこたえていくかというのはなかなか厳しい状況にあるなという認識も持っています。そういうことで、人員配置も含めまして、これからあらゆる面でいろいろ工夫をしていかなければならないという思いはありますが、今後ともサービスの向上に取り組んでいかなければならないという思いであります。

次に、天然記念物獅子ヶ鼻湿原の現状と保存対策の御質問でございますが、御承知のように、獅子ヶ鼻湿原につきましては、平成13年1月29日に国の指定の天然記念物ということになったわけですが、指定されて以来、各方面から注目されるようになり、森林浴やトレッキングブームと相まって、現在では大変多くの方が訪れているということは竹内議員のおっしゃったとおりであります。

こういう状況から、この獅子ヶ鼻湿原の自然環境と、貴重な動植物を保護することを目的とした保全管理計画を策定ということで、質問の中にもございましたけれども、18年度から今年度までの3年間をかけて獅子ヶ鼻湿原緊急環境調査を実施しているものでございます。この調査では、平成18年度は植物調査と湧水の流路網調査、このようなことを主に行いまして、昨年度、19年度は、植物調査と奇形樹木調査、水質・流量調査などを実施いたしました。今年度は引き続き植物調査、それから、水温・水位、それから流れの量 — 流量調査、そして、入場者数調査なども実

施するとともに、保存管理計画を策定して、来年3月に「天然記念物鳥海山獅子ヶ鼻湿原植物群落及び新山溶岩流末端崖と湧水群緊急調査報告書」と題したものを発刊する予定であります。

さて、御質問の変化の事象についてでありますけれども、過去2年間の調査報告によりますと、植物調査の関係で、未観測植物、主にシダ類になるようではありますが、54科134種から78科261種にふえているということ、それから、以前の調査の記録から、今回の現地調査では確認されていない種がある。主にこの2点の変化として挙げられるということになります。二つ目に申し上げました確認されていない種があるということから、今年度は可能な限り調査回数を多くして、未確認種及び新たな植物種の確認に努めたいということにしております。

次に、保護についての検討経過でありますけれども、市の文化財保護審議会においては、平成11年の国指定に係る報告及び平成18年度からの獅子ヶ鼻の緊急環境調査に係る概要説明などは行っておりますけれども、湿原の保護に関して、議題としてこれまで協議したことはないということでもあります。多くの方が自然豊かな地域に入ることによって、ごみや自然破壊などの問題が各地で表面化しておりますけれども、獅子ヶ鼻湿原ではこのようなことが起こらないように、今後とも観光課、観光協会など関係団体と連携をとって環境保護に努めていきたいと思っております。

次に、保護と観光ということではありますが、自然保護と観光推進ということは相反することがままあるわけでありまして、貴重な自然環境があるということを知ってもらうのも文化財保護行政の重要な役割と位置づけられておりますが、人が多く入り込むことによって自然の生態が変わってしまうという懸念もあるということは皆さん御承知のとおりであります。最近、多数の来訪者がありまして、散策道が踏み固められまして、根の露出や樹木の衰退といった影響が散見されるようになってきているということです。レクリエーションの森の区域内において、天然記念物に指定されている部分については、文化財保護法では、現状維持が基本になっているために、通常はき損の拡大や災害発生防止の応急措置程度しか認められないわけですが、木道の設置など、観光課と連携しながら、法で認められている範囲で各種の保護対策を行ってきているところであります。この天然記念物の指定区域内につきましては、観光課でトイレや管理棟などの整備を進めながら、自然休養林としての利用促進を図っているところであります。いずれにしましても、この環境保護ということには、これからも十分関係団体とも連携しながら努めていかなければならないと思っております。

東北電力との連携でありますけれども、まず、これは十分、今後とも連携をとっていかなければならないという認識で、今、臨んでいるわけでもありますけれども、今回の調査においても、保存管理計画策定委員会のメンバーとして秋田支店長さんをお願いしておりますので、そういう面からも相互理解とか意見の交換とか、今後の方策といいますか、そういうものは話し合えるというふうに考えております。

次に、条例制定でありますけれども、現在、文化財保護法に基づく国指定天然記念物ということと、それから国定公園であるということ、水源涵養保安林、保健保安林、それから鳥獣保護区というふうな指定もされております。ですから、現在これらの法律によって保護及び規制がなされてお

りますので、まず区域内の自然環境は維持できるものと思っていますので、現段階では条例制定までは考えていないところでありますけれども、年々、来訪者が増加しているという傾向がありますし、その来訪者の状況とか、今、昨今の異常気象によって生態系といいますか、植物の生態系など環境の変化というものも見られるようになってきていますので、そういうものには十分気を配りながら保護に努めていかなければならないというふうに考えているところであります。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 最初に、地域振興局の統合再編について再質問をさせていただきます。

一つは、市長のお話はわかりました。新聞等でも、にかほ市長の場合はどちらかといえばというふうにしてアンケートに載っていますから。ただ、中央振興局になるわけですね。先ほど市長は、県庁と同じような形で秋田に振興局があるので、由利本荘市とにかほ市の場合はそこの関係になるわけです。したがって、どちらのほうかという、やっぱり県庁のほうに行くと、そっこのほうが早いということ、私もやっぱり理解できるわけです。ただ、今まで由利地域振興局の果たしてきた役割については、市長の答弁の中でも、非常に大きい期待感と、それから頼りがいがあったということで、今、県議会の中でも、由利振興局は残せと、そして、秋田中央の振興局は、これは県庁に合併してもいいんじゃないかという話も出ているわけですので、それについてまず一つはどういう考え方を持っているかですね。

それから、道州制、3月に最終報告、秋田県の道州制ビジョン懇話会というので出されて、私も見ているわけですが、必ずやっぱり市町村合併というのは伴ってくるだろうというふうに私は理解します。そうなった場合に、今々でなくても、これはやっぱり、例えばにかほ市の今の約3万の、それから由利本荘市とか、どういうふうになっていくのか、にかほ市としてはどういう考え方を持っていくのか、やっぱり論議はこれからしていかなければならないだろうと。国としても道州制についてはやっていくというふうになっていますので、その点について知らないよという形では、私たちのほうでもいかならうと。勉強会なり、あるいは研修会なりをしていく必要があると思いますが、その点について伺いたいと思います。

それから、図書館のほうです。図書館のほうは、今、教育長のほうから、ずっと長い年月かけてきた整備計画がやっと日の目を見た。あとは具体的にということですので、宝くじのほうに今出しているという話でしたが、これ当たらなければ — まあ宝くじですから当たらなければということではなくて — 採択ならなければ、これはまたおくれるというような形にならないようにする考え方を持っているのかどうか。今年度だめでしたよと。じゃ、また来年の宝くじ待つという形にするすれば、せっかくの整備計画ですが、これは絵にかいたもちになってしまいますから、この点について伺いたいと思います。

それから、地域図書館というふうになっています。仁賀保と象潟は地域図書館ということになっていますが、まだ図書館条例というものについては全然触れられておりませんので、図書館条例との関係で、この地域図書館についての構想というか、これをどういうふうにしていくお考えなのか、伺いたいと思います。

それから、専任職員の関係です。確かに、「こぴあ」、いわゆる中央図書館に位置づけられてお

りますけれども、「こぴあ」に1人と、それから臨時の方が4人というふうに配置をされて、各仁賀保と象潟を回っているというふうにありますけれども、やっぱり象潟も仁賀保もきちんとした専任職員、例えば、職員であれば一番いいんですけれども、臨時職員であっても、そういう現在の人方をやめさせるのではなくて、司書補でも、あるいは司書ならもっといいんですけれども、受験させるとか、そういうシステムというか、そういう考え方を持ってやっていくことが将来的にいいんじゃないかという考え方を持っていますが、その点について伺います。

いずれにしても、図書館サービスの機能ということで、秋田県の図書館、ずっと私も13年間から見えていますけれども、やっぱりいい図書館の場合は、環境が整ったところは、いっぱい集まっているんですね。例えば、「こぴあ」の場合は、登録が5,801人、実際に訪れた利用者が1万2,725人です。ところが、仁賀保の場合は、登録者が1,208人、訪れた人が6,393人。それに比べて、象潟の場合は、登録者が701人、訪れた人はたった3,307人です。ですから、いいものがあれば、よし、勉強しよう、あるいは、そこに行って交流しよう、あるいは、本を見よう、そういう意識が高まるわけですから、ぜひ整備計画が絵にかいたもちにならないように努力をしていただきたいということを求めます。その点について伺います。

それから、獅子ヶ鼻の関係です。今、緊急学術調査をやっています。で、今のお話ですと、いろいろ専門家の方を交えてやっているわけですが、このやり方の中で、例えば、私は年間を通して一 通年的な、それも定点観測、特に今、鳥海マリモについてはよく見えないんですね。(写真を示す)市の観光産業部の観光課のホームページには、こういう立派な鳥海マリモが載っているわけです。ところが、実際は、私も行ってきましたけれども、よく見えないんですね。これは一つの目玉なんですよ、鳥海マリモというのは。魁新聞の、今から十何年前のあれにもついているんですけれども。したがって、どういうふうにしていいものに保存していくか。そこはですね、確かに手を加えられないとか、そういうふうに言われますけれども、何とか頭をひねって、やれるような方法を考えていくべきではないかと。案内人の人がやっぱり嘆いているんですよ。連れて行っても、「何だ、これ」と。実際にホームページで見ると、やっぱり(写真を示す)こういう立派なもの。ところが、実際行ってみますと、よく見えない。それから、水路の中の、前はやっぱり水路の中、青々としてきれいなマリモがあったのが、今ないわけですね、途中から。

ですから、私は、東北電力ときちんとした連携をとって、例えば東北電力の場合は、水量、あるいは水温、あるいは水質、あるいは流量、こういうやつがきちんとデータがあると思うんですよ。したがって、保存・保護をするんだったら、市としてもきちんとそういうデータを、数年前からのやつを、過去のやつもさかのぼってもらいながら、それでは現在の水量はどうなのか、そして水質はどうなのか、水温はどうなのか、流量はどうなのか、これと対比させながら保存・保護計画を立てるべきではないかと、こう思いますが、この点について一つです。

もう一つは、木道整備。確かに私も、ああ、かなりやっぱり整備されてきたなと思います。これは認めます。数年前から比べるとよくなってきました。ただ、木道を整備する場合に保存とどういう形、いわゆるブナの根と広葉樹の根に傷をつけないようにして、どこを優先的にやっていくか。これが例えば傾斜地とかそういうところはなっていないとか、こういうところ、うんと出ているわ

けですよ、根が。傷つくんですよ。だから、そういうことをどうするか。どこを優先的にやっていくか。その辺、考えていただきたいと思います。

それで、今、管理事務所のところにも木道整備協力募金という、協力してくださいということで箱を置いていますね。あれと、それから、市では、毎年のように鳥海特定公園を美しくする会に補助金を出しているわけです。これは、これとの関係、どういう形になっているのか、かなりの募金が集まっている、募金というか、聞いています。これが会計上どういうふうになっているのかも伺いたいと思います。

それから、遊歩道のわき、かなりおもしろい木がいっぱいあるわけですよ。ところが、ある人から言われたんですが、三種混成の木という、これ自分で名前つけたのかどうか知りません。ナナカマドとホウノキとシナノキが1本の木に見えて、非常に貴重だというふうに見てきたものが、刈り払いされて、このくらいのやつが（両手で直径10センチぐらいの円をつくる）切られて、今、するするっとこのくらいの（両手で直径10センチぐらいの円をつくる）やつしか、3本、これも出ていますからいいですけども、そういう遊歩道の整備とか、それから刈り払いするときは、きちんとやっぱりそういうものを見ながらやっていくというような、そういうことが必要だと思いますが、その点についての文化財保護の関係と、それから観光の関係との連携をきちんとやっていく必要があるのではないかと思います、その点について伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 初めに、由利地域振興局、これが最終的に残るといふような話になれば、私は大歓迎をしたいと思っております。

それから、道州制でございますが、にかほ市も合併して3年、誕生して3年になりました。今、これからさらに市民の皆さんと力を合わせながらまちづくりを進めていくわけでございますが、効率的な行財政運営を行うとなれば、30万以上の人口がなければならぬといふふうに言われております。そうなりますと、秋田県が三つぐらいの形、多くて四つ、ものすごく行政区域の面積が大きくなるわけです。ですから、そうした場合、本当に目の届くようなそうした形ができるのかというのが大変不安視されます。ですから、私は今の段階では、先ほども申し上げましたが、市町村合併を新たに考えたような形の中での道州制というのは私は反対をしたいと思っております。

あとは、教育長、担当部長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、図書館整備計画につきましてお答えいたします。

現在、旧象潟中学校の空き校舎を象潟地区の図書館として整備したいという考え方で、先ほど教育長の答弁にありましたように県のほうにお願いしているわけでございますが、県のほうの要望につきましては、2年ぐらい前から毎年行っておりますので、確率としてことしは高いのではないかなとは考えておりますが、100%ではございません。ただ、11月に正式な申請になりますので、できるだけ100%になるように努力したいと思っておりますが、その条例制定につきましても、当初、象潟地区の図書館整備にあわせて、仁賀保勤労青少年ホーム内の図書室についても条例で設置する図書館にしたいと考えております。図書室と図書館では、例えば資料のコピー等は図書館でな

いとできないとか、そういういろいろな面でサービスの差がございますので、できれば図書館にしたいというふうな考え方でおります。

それから、職員でございますけれども、専任職員でございますけれども、教育長が先ほど答弁いたしました。ことし、専任職員として図書資格を持っている職員1名派遣されておりますけれども、図書整備に基づいた専任の職員を配置したい考えではございますけれども、最近の行政のスリム化というようなことで、職員体制については厳しい面がございますけれども、今後については、管理委託やアウトソーシング、要するに業務の外部委託なども考慮しなければならない時期が来るのではないかと考えておりますけれども、図書館などの教育施設につきましては広域・公共性の高い教育機関でございますので、その管理運営は収益事業ではありません。ということで、指定管理者が経営するということが無理があるかと思っておりますので、この整備計画を進める中で、効率的、効果的な職員の体制というものも考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、文化財保護課長。

文化財保護課長（佐々木正憲君） 獅子ヶ鼻湿原についての再質問につきまして、私のほうから回答させていただきます。

まず最初に、通念的な定点観測が必要ではないかという御質問、御提案ですけれども、先ほど来お話がありましたとおり、獅子ヶ鼻湿原につきましては、最近 — 最近というか、ことしですね。ことしの場合、春からの降雨量が大変少なくなってございまして、このために落ち葉が例年よりも流れにくい状況がありました。最近、8月になってからまとまった雨が降るようになりまして、幾らかその落ち葉も流されている状況にはありますけれども、御指摘のように、いわゆる観光として見た場合に限っては、いささかその落ち葉が気になるというような状況にあるのは事実でございます。ただ、私どものほうといたしましては、先ほど来お話しさせていただいておりますが、文化財保護法の関係で、いわゆる手を加えると申しますか、現状を変更するというようなことにつきましては、厳しく制限をされております。このため、なかなか簡単に落ち葉を除去するというような対策というのはとりにくい状況にあるわけですが、ただ、例年、異常気象等もありますし、今後の生育状況等が懸念されることもありますので、しっかりした調査というのが必要になってくるかと思っております。そのためにも、現在、獅子ヶ鼻の緊急調査、環境調査というのをやっているわけですが、その中でいろいろ調査をしておりますが、定点観測という関係につきましては、御指摘のとおり私どもも必要なことであると認識をしております。そこで、今回いろいろな方々から御提案等もございまして、文化財保護課として、担当課として随時職員が見回りをしながら、定点を見て、状況の変化を把握するというのも必要であろうということから、定期的に春、秋、夏、冬という季節ごとにするか、回数はこれから検討してまいります。定点観測をするということで、現在対応をしております。

それから、東北電力との連携でございますけれども、おっしゃるとおり、電力のほうでは、取水のために水量、あるいは水質等を調査していると思われまして、そのデータも過去の蓄積があるかと思っております。私どものほうといたしましては、今回の3年間で、先ほど教育長からもお話がありましたけれども、流量、それから水質、それから水位、これはいわゆる湿原、マリモ周辺の

水位であります。そこも調査しながら、その変化を確認して、今後の保全管理計画に反映させたいというふうに考えております。もちろん先ほど教育長からお話がありましたとおり、保全管理計画に東北電力がオブザーバーとして入っておりますので、必要であればこういったデータもいただきながら、今後の保全管理計画に役立てたいと思っております。

次に、木道整備の関係ですが、これは観光課との連携が非常に大切になってきますので、我々の判断だけでどうこうということはちょっとできないわけですが、これまでもそうでありましたが、今後につきましても、木道整備につきましては実は先ほど来お話ししております文化財保護法の関係で、なかなか手を加えることができにくいという状況にあるわけですが、災害時の、壊れた場合ですね、通路等が壊れたという場合はそれなりの対応ができますし、また、周辺の環境に悪影響を及ぼすというような場合であっても、小規模なものであれば、何らかの対応というのは許可される場合がありますし、国に言わなくても、市のほうの判断で、責任でやることも一部可能な部分がありますので、その辺のところは観光課と、これまでもそうですけれども、協議して実施しているところでございます。

私どものほうからは、以上を答えさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 時間の関係もありますから、重要な点だけ。

一つは、図書館整備の関係で、教育次長の答弁の中で、仁賀保と象潟の図書室についても、できれば、「できれば」という言葉を使っているんですけども、図書館にという。これちゃんと、この図書館整備計画には、地域図書館にすると書いてあるわけですね。「できれば」じゃなくて、「できれば」というのはとって、つくりますよと、そういう答弁ができないんですか、これが一つです。

それから、もう一つは、獅子ヶ鼻湿原の関係で、通年の定点観測と、これをやっていきたいというお話でしたが、例えば、こっちから必ず出向かなくとも、5月から11月までは管理人がいらっしゃるわけですね。したがって、その管理人にきちんとやっぱり対価を与えながら、一定のものを研修をして、そして、例えば水位、あるいは水量、水質というか、持ってきてとか、そういうのができるんじゃないかと思うんですが、その点について、もう少しきめの細かい1年を通じて定点観測をやるような方法が考えられないのか。

それから、さっきお聞きしましたが、木道整備協力金というのがあるわけですね。これは話を聞きますと、かなり集まるんじゃないかという話をされていますから、それと町との関係のいわゆる木道整備 — 天然記念物とかそういう状態で木道整備は難しいというお話ですが、今までかなり整備をしてきましたから、斜面とか、根が露出して踏まれると危ない状態になっているところもありますから、十分見て、木道整備する場合は、皆さんのところ、保護課と — 郷土資料館ですね、実際は — と、それから観光課と、きちんと打ち合わせをしてやっていくと、刈り払いの点についてもです。そういう協力関係というか連携というものをきちんとやっていく方法が考えられるんじゃないかと思えますから、その点について伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 条例制定につきましては、今後教育委員会で審議をしていただいて、制定に向けて取り組んでいくということにしております。

議長（竹内睦夫君） 文化財保護課長。

文化財保護課長（佐々木正憲君） 定点観測についての職員以外の方々に対してお願いするような件も考えられないかということですが、その辺のことにつきましても現在検討中でございます。もちろん我々が行ければ一番いいんですけども、なかなかそういう時間を割くことも大変な場合がございますので、案内人のみならず、興味のある方、それから、それなりに協力してくださる方と申しますか、そういったことをしてもいいよという方もいらっしゃると思いますので、そういった方々にお願いしながら、定点観測的なものをしていくことも検討はしておりますが、まだ何せ数ヵ月前から、我々のほうも、実際どういうふうにやっていくかということをお話し合っている最中でございますので、詳細につきましては今後煮詰めて、おっしゃるとおりのようなことを進めながら、定点観測というものを実施していければいいかなというふうに思っております。

募金箱のほうは、ちょっと私 － 担当のほうで答弁させていただきます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 募金箱のほうですが、この募金箱につきましては、中島台レクリエーションの森、あとは三崎公園、それから鳥海山の五合目等に設置されているようであります。大体年にして 40 万円ほど集まるようで、これを鳥海山を美しくする会で、県の補助金もいただいて活用しておりますが、これとともに、一緒に活用していただいて、整備をしていると。ですから、中島台レクリエーションの森に集まった金額をそのままそこに当てはめるのではなくて、こういうところに充てて整備しているというところであります。

【16 番（竹内賢君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで 16 番竹内賢議員の一般質問を終わります。

昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 40 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行します。

次に、6 番佐藤文昭議員の一般質問を許します。6 番佐藤文昭議員。

【6 番（佐藤文昭君）登壇】

6 番（佐藤文昭君） それでは、3 点について一般質問させていただきます。

最初に、まず指定管理者制度について一般質問します。

市では、合併後 5 年間、平成 17 年度から 21 年度までの行政改革の指針となる、にかほ市行財政改革大綱及びにかほ市集中改革プランを策定しております。市の公共施設については、住民サービスの向上、経費節減等を図るため、指定管理者制度等の活用により民間委託の推進を行い、事務事

業についても、業務委託が可能な場合については積極的に進めるとしております。この改革プランについては、期間内には、老人憩いの家、あるいは生活改善センターなど 24 施設は、平成 20 年度に指定管理者制度に移行するとしていますが、まずその状況について伺います。

平成 18 年度には、温泉保養センターはまなすと道の駅象潟ねむの丘が指定管理者制度に移行しておりますので、その制度導入による成果について伺います。

また、市の公共施設の中で、レクリエーション・スポーツ施設で 29 施設、産業振興施設で 2 施設、生活基盤施設で 56 施設、文教施設で 14 施設、医療・社会福祉施設で 8 施設、その他施設、庁舎、公営住宅で 26 施設、合わせて 135 施設は、現状維持として市直営となっております。これを見ると、市直営から指定管理者制度に移行、あるいは民間移譲と、一部業務委託にすべき施設が多く見られますが、これまでの公の施設に関する検討会では、今後の方針について、これらの施設についてどのように検討されているのかを伺いたいと思います。

次に、2 番目として、工場跡地の整備についてでございます。御存じのように、TDKの琴裏工場は平成 14 年に解体され、一部は武道館、倉庫として活用、現在に至っております。旧工場は平沢財産区、市の所有の土地であります。また、工業地域にもなっております。周辺は住宅密集地も多く、解体後は跡地活用についてもこれまで十分検討されてきたと考えます。そこで、一つ提案でございますけれども、せっかくまとまった土地を地域に役立つよう使うため、平常時は多目的広場として、憩いやレクリエーションなどを通じて親しまれる公園として、また、災害時は被災の前線における救援拠点、防災管理施設・設備や輸送等の中継拠点機能を担う防災公園を整備できないか、伺います。災害時の機能としては、周囲は防火樹林帯として、例えば耐震性飲料用の貯水槽や備蓄倉庫、自家発電機、風力・太陽光発電機装置、照明灯など設備を備えておくことです。また、ヘリポートとしても活用できるということです。これについてひとつ伺いたいと思います。

3 番目は、食育の推進についてでございます。平成 17 年 6 月に食育基本法が制定されました。この目的は、日本人が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるようにするため、食育を総合的・計画的に推進するとしております。また、学校給食法もこれまでの栄養改善から、食の大切や文化、栄養のバランスなどを学ぶ食育に転換する方針でございます。市では、食育の推進として、地域福祉計画では市民の生涯にわたる食育推進に向け、家庭や地域、学校、関係団体等がそれぞれの役割を意識しながら、一体となった食育実践活動に取り組みます。また、地産地消の推進とあわせて、特色ある施策を講じるとしております。教育要覧の学校給食では、食育の推進による望ましい食生活の形成と掲げています。そこで、市における食育の推進の現状について伺います。

また、市内の学校給食用の農産物、米、野菜、加工品の供給状況はどのようになっているのか、特に地産地消の取り組みについて伺いたいと思います。国では、この食育関連予算として、平成 20 年度では 129 億 3,700 万円を決めています。市の食育復旧啓発事業としてどのくらいの予算配分がされ、事業化されているのか、伺います。市の地域福祉計画では、保健分野の取り組みとして食育推進計画編して載せていますが、さらに具体的な市の食育推進計画の策定を考えているのかを伺います。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えいたします。

初めに、指定管理者制度についてでございます。17年度に策定いたしました行政改革大綱及び集中改革プランにおいて、市の公共施設169施設のうち、平成21年度までの5カ年の計画の中で、24施設を指定管理者に移行すると。そして、8施設を廃止するというふうな目標を掲げているところでございます。お尋ねの本計画に対する現在までの達成状況でございますが、計画の24施設のうち、温泉保養センターはまなすは、にかほ市観光株式会社に、象潟ねむの丘は財団法人にかほ市開発公社に18年度からそれぞれ指定管理者制度を適用いたしまして、管理・運営を行っているところでございます。

はまなす、道の駅ねむの丘の指定管理者制度導入による成果ということでございます。はまなす、ねむの丘の両施設は、公募をせずに、営業開始当初から管理運営を行ってきた、それぞれの組織を指定管理者として指定いたしました。指定管理者として施設運営に係る管理・監督権限等が拡大したことによりまして、職員それぞれが自主独立を目指す経営戦略を積極的に立案しながら行っております。そういう姿勢が強く感じられているところでございます。そのようなことで、今後の経営戦略に一層期待しているところでございます。

次に、計画にあるその他の施設でございますが、福祉関連では、金浦、象潟の各介護実習室が2施設、老人憩いの家が9施設、児童館が1施設、計12施設。農業関連では、農業集落多目的集会施設が2施設、農村婦人の家1施設、野菜指定産地研修センターが1施設、農業構造改善センターが2施設、生活改善センターが3施設の計9施設でございます。そして、林業関係では、炭焼き施設1施設の合計で22施設となっております。これらの施設については、行政改革大綱、あるいは集中改革プランの目標達成に向けて、今後、指定管理者制度などへの移行などを速急に、管理運営体系の方針を定めていかなければならないと考えておりますが、現時点での課題や検討内容、あるいは、今後の方針などについて少しお話をしたいと思います。

初めに、福祉関連施設について申し上げますが、老人憩いの家、介護実習棟、児童館などがございますが、管理については、市から自治会、あるいは社会福祉法人に現在委託して管理を行っております。今後の施設の管理運営については、受け皿をどこにすれば最善なのか、受け皿があるのか、福祉施設としての使用目的から地域住民に管理費等の負担を求めべきなのか、それがサービスの低下につながるのか等々、クリアすべき諸問題が多くありますので、指定管理者制度を採用するのか、譲渡するかの方向性を示すにはもう少し時間をいただきたいと思っております。

次に、農業関連の9施設については21年度まで指定管理者制度へ移行としておりますが、ことしの5月に国から補助金適正化中央連絡会議の決定事項の通知がございました。それによると、補助事業等により取得し、または効用の増大した財産の処分については、おおむね10年を経過した補助対象財産については補助目的を達成したものとみなし、当該財産処分の承認については原則報告等をもって国の承認があったものとみなすというふうな制度基準が示されたところでござい

す。このことにより、国の補助事業で取得した施設を処分できることになったことに伴いまして、今後、施設を管理している地区や集落と、指定管理者制度への移行とあわせ、財産の無償譲渡等についても協議を重ねていきたいと思っております。

林業関係の炭焼き施設については、当時、松くい虫被害木の処理が焼却処理であったために、処理を兼ねた活用方法として松炭を生産する施設として補助事業により設置いたしました。現在も松くい虫被害木を中心に炭の生産を行っておりますが、採算のとれない施設であることから、指定管理者制度に移行するにしても、市で委託料の相当分の負担をしなければなお受け手がないというふうなことも考えられるため、当面は現状の直営方式を継続しながら、将来に向けては無償譲渡、そういうことも踏まえて考えていきたいというふうに思っているところでございます。

なお、これまで廃止されたものは、銚立国民保養センター、大竹・前川児童館、塩焚浜市営住宅、若葉児童館など5施設が廃止済みとなっております。

なお、残りの137施設については、施設の設置目的などから、当面は市直営が望ましいとして、計画期間内では現状維持の市直営としているところでありますが、これらの施設につきましても、指定管理者制度の導入や民間への一部業務委託、あるいは譲渡などの管理運営形態の見直しを検討してまいりたいと思っております。

また、公の施設に関する検討委員会で検討しているかとの御質問でございますが、現時点では検討会は設けておりませんが、行政改革担当部署において、施設を所管する各部署から、今後の方針や進捗状況などについて随時報告を求め、計画期間内の目標達成に向けた取り組みや一部計画の見直しなども含めた協議を行っている状況でございます。

次に、工場跡地の整備についてでございます。昨年3月に策定し、公表いたしました、にかほ市国土利用計画において、当該工場跡地は新規工場誘致の受け皿として有効利用する計画となっております。このことから、本市では現在、にかほ産業団地として、県が作成し発行している冊子にも記載しているところでございます。御承知のように、この工業団地は、面積が1万6,700平方メートルでございますが、うち9,000平方メートルが平沢財産区の所有でございます。現在は、TDKMCCの新社員や転勤された社員などが研修に来ているわけですが、そうした社員の駐車場として、市有地の一部を有料貸し付けしているところでございます。

御提案の防災公園の整備については、当工場跡地も含め、市全域のバランスや立地条件なども考慮しながら、既設の防災倉庫などの集約、または適正配置を含め、今後検討する必要があると考えております。なお、避難場所としての指定については、津波ハザードマップが作成段階でのワークショップの中で検討してまいりますが、現段階では、御提案の飲料貯水槽や備蓄倉庫などの恒久的な工作物は、工業団地として用途指定していることから、直ちに整備をするということは難しい状況でございます。いずれにしましても、将来の土地利用において、工業団地としてここが最適なのかどうかも含めて、今後の利用状況等についてもさらに検討を加えてまいりたいと思っております。

次に、食育の推進でございます。食育基本法によりますと、生きるための基本的知識であり、単なる料理教育ではなく、食に対する心構えや栄養学、伝統的な食文化についての総合的な教育も含

んでおりまして、みずからの食をみずから選択する判断力を身につけるための取り組みであることは御承知のとおりでございます。地域福祉計画には、にかほ市食育推進計画として掲載しておりますが、これについては生涯を通じた市民の食育推進に向けて、家庭や地域、学校、食育関係団体等とがそれぞれの役割を意識しながら、一体となって取り組みをしなければならないという大きなテーマでございます。また、地産地消の推進や食料自給率を高めていくためにも、総合的な計画として取り組んでいかなければならないと考えております。現在、農林水産課が中心となって、学校教育課、健康推進課と連携して、21年度をめぐりに総合的な計画をつくるための作業を進めているところでございますが、現状では、各課においていろいろな資料を集めている、状況を把握している段階でございます。したがって、全体計画の策定に向けた、現在は準備段階でございますが、にかほ市における食育に関する取り組み状況については、教育長及び担当課長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） 私からは、市内の学校給食用農産物の供給の現状をお答えしたいと思います。まだ19年度の統計が県のほうから届いておりませんので、平成18年度のまとめの数字をお知らせしたいと思います。

年間の野菜の使用量でございますけれども、5万8,410キログラム、果物が6,933キログラム、大豆製品が1万493キログラムというふうなことになっています。米は、概算で2万5,585キログラムの使用となっています。

いわゆる地産地消の現状としては、平成18年度の本市の学校給食における地場産農産物の使用率は43.6%となっています。秋田県の平均が26.9%ですので、県平均を16.7ポイント上回っていることとなります。また、17年度の本市の地場産使用率が40.4%ということですので、この地場産の農産物の使用率は本市でも増加傾向にあるというふうなことが言えると思います。なお、米については、金浦象潟給食センターではJAと契約して納入をしていただいております。これは全量市内の米を納入していただいております。それから、仁賀保地区の5校は単独校方式ということもあって、学校給食会からそれぞれ学校ごとに供給を受けておりますけれども、由利地区産米を中心に県産米を購入しているというのが現状でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 私のほうから食育について若干申し述べたいと思います。

食育というのは、学校、家庭、保育所、地域等を中心にして、国民的な運動として進めていこう、取り組んでいこうということでありまして、総合的かつ計画的に推進しようというところでありまして、私どもの保健分野における食育事業といたしましては、母子保健事業としての乳幼児健診時における離乳食教室及び栄養教室、それから成人保健事業としてのリフレッシュ教室、各種の健康教室、健康づくりの食生活講習、それから食生活改善推進員などへの養成講座を実施しまして、食育活動の人材育成を図りながら、地域での伝達講習を実施しております。また、にかほ市の健康まつりにおける啓発活動も実施いたしております。これらを実施しまして、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの年代に応じた望ましい食習慣の

推進を図っているところでございます。私ども関係の予算につきましては 50 万円ほどの予算計上となっているところであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 6 番佐藤文昭議員。

6 番（佐藤文昭君） まず最初に、指定管理者制度についてでございますけれども、当局から配付されました集中改革プランをみますと、市直営の施設の中で、公の施設の検討会を開催していないというふうなお話でありますけれども、今、時代がスピード化進んでおりますので、やはり私が言いました 135 施設のうち、市直営の施設のうち、指定管理者制度に幾ら、それから民間への譲渡幾ら、一部業務委託というのと、はっきりと線引きしておかないと、この後 5 カ年計画でやるかという、そういうふうな考え方でなくて、やっぱりそういうスピード感を持って、そういう検討会を速やかにして、そういうスケジュールを決めるべきだと思います。例えば、農集排のクリーンセンターなんて、あと農集排事業は終わったんですから、20 年度からは市のほうの管理になっているんですから、そういうものについても速やかにそういう、例えば民間に譲渡するとか、一部業務委託するかというの、速やかにできるわけでございます。そういうことについて再度答弁をお願いします。

それから、市長がはまなすと道の駅について、成果について、経営戦略で非常に好転しているというお話ありましたけれども、前に、例えば、はまなすのことについて、これは 18 年 6 月に公社運営効率化調査という報告書が出ておりますけれども、これを見ると、さまざまな角度からのそういう経営管理とか、そういう報告書がありますけれども、これらについては指定管理者制度へ移行してから、この報告書にあるような問題点についてはクリアできているか、その点についてひとつお願いいたします。

それから、工場跡地についてでございますけれども、仁賀保産業団地として進めているというふうなお話でございましたけれども、日沿道の一部開通によって、今後、高速道路の整備が進みますね。工業用地というのは、まあこれは私だけの考え方もかもしれませんけれども、高速道路周辺に張りつけるような考え方が自然だと思いますけれども、そういう点からして、将来ともこの工場跡地というものを企業立地する場所として考えていくのか、その点ひとつ。

それから、なぜ防災公園にしていきたいと私が提案したかといいますと、国では、県に相次いで発生している大規模な地震において、この防災公園というものが、災害復旧、あるいは復興の拠点として有効性を発揮してきたことが実績としてあるわけです。そういう意味で、人口や産業が集中し、被災した場合に甚大な被害が想定される都市においては、災害時に地域防災拠点となる防災公園の整備を今、全国的に推進すると言っているんです。そういう意味で私は、せっかくまとまった土地が市内にあるわけでございますので、そういう部分についてひとつ十二分に考えていただきたいということで、再度その点についてお願いします。

この点についてまずお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 指定管理者制度等について、スピード感を持ってというふうなお話でございます。全くそのとおりだとは思いますが、にかほ市も誕生して間もなく 3 年になりますが、これ

まで、やっぱり大きな課題としては、合併協定項目、これら 143 項目ありましたが、現在 137 項目までできているわけです。これも相当住民の皆さんの利害関係が出てまいります。ですから、こういういろいろな見直しをしていく、あるいは協定を実現していくためには、こうした指定管理者制度の中でも、場合によっては住民の利害関係が伴ってくるものもたくさんあるわけでございます。ですから、まずはどれを優先してスピード感を持って取り組んでいくかということになったときに、やはり合併協定項目、これから先行していきましょうと。そして、その上で、こうした指定管理者制度、集中改革プラン等ございますけれども、これまでもいろいろ頑張ってきましたが、引き続き 21 年度までの目標に向けて取り組みはしていきたいと思っております。ただ、一緒にやるという方法がよいのか悪いのか、私たちは、一つの段階をでかして、次の段階といったほうがむしろ進めやすいのではないかなということで、少しこの公共施設の指定管理者制度等についてはおくれた面もございますが、今後一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

それから、はまなすの経営改善計画でございますが、あれ、あの計画から見れば相当改善されております。今、支配人をトップにして、いろいろ経営戦略を立てて取り組んでおりますので、あの経営改善計画が策定された段階とでは全然違います。ということだけはお答えしておきたいと思っております。

それから、工業団地、御指摘のように、高速道路のインターチェンジ付近が一番よいわけでございます、立地としては。そこで、先ほども申し上げましたが、将来にわたってあその場所が工業団地としての土地利用がよいのか、さらに検討を加えていきたいと思っております。製造業にすれば、塩害というのを大変嫌っております、塩を。ですから、果たしてあの場所が、確かに琴浦工場として解体されました跡ではございますが、今後の土地利用については防災公園なども含めてもう一度検討をしてみたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 6 番佐藤文昭議員。

6 番（佐藤文昭君） 指定管理者制度について、もう少し時間をいただきたいというお話でございますけれども、135 施設のうち、まあこれはいろいろ、担当課のいろいろな協議もあると思っておりますけれども、例えば、巾山スキー場とか、そういう市の管理するいろいろなレクリエーション・スポーツ施設の中で、巾山スキー場、それから旧仁賀保高原施設条例にあります芝生運動広場、キャンプ場、釣り桟橋、これ、あるわけです。市直営になっているんです、現状は。やっぱりこういう今できるようなものから、速やかにそういうものに移行するということが、この集中改革プランをつくった時点で、やっぱり協議の場には上がっているわけでございますよ。だから、そういう部分で、この公の施設の検討委員会ですね、各課からそういうものを挙げていただいて、そういうものを速やかにするべきだと思いますけれども。

一例として市長にちょっと伺いますけれども、文教施設として公民館等が現在、旧 3 町にまたがっているわけでございますけれども、そういう公民館などに指定管理者制度が適当なのかちょっとありますけれども、そこら辺、そういう公民館等、ひとつそういう制度に移行して、例えば N P O 法人等に運営させて、参加型のまちづくりを進めていくという、そういう考え方は、市長はどういうふう考えているか、ひとつ伺います。

それから、食育についてでございますけれども、一つは、これは教育委員会と健康福祉部でございますけれども、去年の広報に、たしか6月の広報だったと思いますけれども、ちょっと囲み見出しで、毎年6月は食育月間、毎月19日は食育の日という囲みの記事があったわけです。たしか去年の6月の広報の中で、市民の健康づくり特集の中でちょっとありましたけれども、これはいろいろと食育基本法が制定されての囲み記事だと思いますけれども、この囲み記事を使ったというのは、例えば市民向けの活動を実践していつているのか、例えば広報の記事の中でそういう市民健康特集という記事が載っていますけれども、そういう中で市民の皆さんから、こういう食育というものについての理解を深めてもらうとか、そういうことでちょっと、そこら辺確認ですけれども、ひとつそこ答弁いただきたいと思います。

それから、今回の食育基本法、学校給食改正法では、学校給食というものを一つのメインとして、子供の栄養補給の場とするだけでなく、地元の食材を活用して、生産現場での体験などを通じて、郷土への愛着を育てるということを明確化しています。何よりも大事なものは、地元の旬の野菜、季節感のある食材を学校給食に提供すべきと考えます。給食に食材を納入している直売所では、特に本年度は、昨年度と比較して野菜の注文が少ないというようなお話もありました。せっかく地元でとれているのに、地元以外の野菜を食材としているということでございますけれども、先ほど教育長は40.36%が地場産を使っているということでございますけれども、この学校給食の地元産の食材を計画的に提供できる体制はとるべきと考えますけれども、現在どういうふうになっているのか、ひとつお答えをお願いします。

それから、食育関連予算の中で、129億3,700万円という国の予算がありますけれども、これを見ると、いろいろな事業があるわけでございますけれども、にかほ市も実施できる事業があるわけでございます。一例として、食育心身交流シンポジウムの開催とか、学校給食における地場産物の活用方法など地産地消の推進などがありますので、これらの国の予算を、やっぱりなぜそういうふうに市内の事業の中で取り込んでいけないのか、何かこうちょっと質問が、さっき50万円しか予算ありませんけれども、そこら辺、もう一度答弁をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 私からは、指定管理者制度についてのお答えをいたしますが、指定管理者制度というのは、行政経費の縮減、あるいは住民サービスの向上、そうしたことを目標にしているわけでございますが、当然ながら、公民館等、これがよいのか悪いのかはこれからあれしなければなりませんけれども、当然NPO、あるいは受け皿がある形で、例えば民間の方が受けたにしても、やはり受け側が当然間に合うような経費負担、こちらのほうでしていかなければならないわけです。ですから、こういうことも十分踏まえながら、各施設の指定管理者制度を検討していかなければなりません。ただ、公民館という特殊な、ああいう生涯学習とか社会教育をやっている場所が民間という形でただ管理だけでよいのか、このあたりを相当吟味しなければならない事項ではないかなと思います。いずれにしましても、これからもっとねじを巻いて頑張ってまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） ただいまの質問の中に、6月が食育月間、あるいは毎月19日が食育の日、にかほ市独自ではそういう月間、あるいは食育の日を定めてはおりませんけれども、秋田県の食育推進計画の中に「食の国あきた」推進運動アクションプログラム、これがございます。私、ちょっと手元にありませんけれども、そういう月間等が定められているとすれば、そちらのほうで定めているのかなと理解しているところです。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 学校現場でも給食の献立は栄養士が中心になって組んでいるわけでありましてけれども、十分地産地消ということは意識に入れて毎月の献立を立てているわけでありまして。仁賀保地区の場合は、JAの百彩館が窓口になって、毎月供給できる野菜の種類とか量などを学校のほうに提供していただいて、それに基づいて献立を組んでいるという取り組みがされているはずで

す。

問題は、量と価格がネックになる場合もあります。野菜の値段というのは変動しているものですから、給食は定額の給食費で賄うということでありまして、どうしても値段が合わないと、使いたくても使えないという場合がまああるという状況もありますけれども、努めて地場産のものを使うという意識で取り組んでおりますので、御理解をいただきたいと思っております。まあ、その年の生産量とか、さっき言った価格の問題などで、多少の使用率の変動はあるかとは思いますが、今後とも地元の野菜の使用については鋭意取り組んでいくという気持ちに変わりはありません。

あと、二つ目の質問の内容がちょっとわからなかったのですが……。学校の中では、特別お金を使って食育をするというような内容のものは今のところ取り組んでいないわけですが、給食の時間、それから家庭科の時間、総合学習の時間、保健体育の時間など、折を見て、学校の栄養士とか養護教諭とか、それらを招いて食育に努めているところがございますけれども、予算を使っ

ての学校での取り組みとしては現在やっていません。私は勉強不足でよくわからないんですが、その予算はどのような使い道ができるのかわからないので……。あと、旬の野菜といいますか、旬の野菜から海のものなども努めてその時期に使用して、子供たちに郷土の産物として意識づけをしながら、機会を持って提供しているということのあわせて御報告しておきます。

議長（竹内睦夫君） 6番佐藤文昭議員。

6番（佐藤文昭君） 教育長にちょっとお尋ねしますけれども、地産地消、地場産の食材を学校給食に多くとっているわけがございますけれども、それに関連して、学校給食で食材として調達する材料、例えば食材を市外から調達するという、その金額はどのくらいか把握していますか。それ一つ。それに関連して — それまず一つお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） いやあ、金額までは把握しておりません。

議長（竹内睦夫君） 6番佐藤文昭議員。

6番（佐藤文昭君） というのは、私、例えば地場産のものも含めて、かなりの金額だと思えますよ。何千万円ぐらいの食材の金額だと思えます、3,000万円か4,000万円ぐらいの食材になるんじゃないかと思えますけれども、そういう食材を、例えば地場産のものも含め、あるいは市内の商

工会、商店会、そういうようなところからも、まあ少しは商店会からもとっていると思いますけれども、そういう部分ですね、やっぱりそういうものを、まあ全部とは言わないけれども、できる限り市内から調達できるような食材の一元管理というのはできないんですか。その点について一つ。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 地場産というのは主に野菜、それから果物の一部などに限られておりまして、冷凍食品などは100%県外の専門業者から — あ、県外ではありません、市外と言ったらいいでしょうか — が多いと思います。というのは、特に魚なども、昔は漁業会で取り組んでくれていた時期もありましたけれども、量と、それから同じような形に仕上げるといいますか、そういう加工に手間がかかってとてもやれないという関係で、冷凍食品は専門業者からとっているということがあります。あと、市内業者から、主に肉類とか、それから野菜の一部も調達はしておりますけれども、今、せっかくJAさんがそのような取り組みをしてくれているので、JAさんのほうに多くシフトをしてきているということもありますし、地元の商店ですと地場産野菜よりも、例えば庄内産であるとか、そういうものの取り扱いが主になっているということも多くあるような気がします。加工品について、しょうゆ、みそなどは地元から調達していますし、地元で調達できるものは努めて地元で調達しているという意識で取り組んでいると私は思っているのですが、先ほど数字を申し上げましたけれども、特に野菜関係は大変使用率が高いなと自負しているところでございます。地元からとると、あと単価的な面もあるんですよ。給食の単価は抑えられていますので、一応年間の調達先を見積もりをとって決めているという状況ですので、地元の皆さんにも単価を合わせていただいて納入していただくということになれば少しふえてくるのかなと思うんですが、随契ではなくて、おおむね使用する物の見積もりをとって納入業者を決めているというふうな状況もあって、地元のほうが伸びにくいという影響はあるかもしれません。

議長（竹内睦夫君） 6番佐藤文昭議員。

6番（佐藤文昭君） そうすれば、一元管理はできないということですか。その後で答弁お願いします。

ちょっと待って、もう一度、別の質問について。

この食育関連予算というのは、国から示された額が129億3,700万円という額なんですけれども、このいろいろな関連施策を見ると、きょう午前中に一般質問しました佐々木正勝議員の言う子ども農山漁村交流プロジェクト、これもこの中に含まれているわけですよ。この中に、私、先ほど言いました地産地消の推進については、平成20年度は8億3,400万円の概算 — 概算だけでも、決定額があるんです。この中には地産地消の推進として、「高齢者や小規模農家など多様な生産者が活躍できる少量多品目の生産・流通体制を確立するとともに地域全体で地産地消に取り組む地産地消モデルタウンの整備を支援する」という、そういう項目があるわけです。市長、こういう予算というのは、窓口は総務部長になっているんですか、こういう予算の獲得とかは、これらを自分たちの地産地消とか、いろいろなこういう食育予算に取り込んで使うというような考え方というのはどういうふうな、にかほ市で要求しないと成れないということですか。こういう例えば食育関

連予算というのは当然市職員に来ていると思いますけれども、そこら辺のそういう国の予算への取り組みの姿勢というのについてどうですか、答弁をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 食育というのはいろいろな方面にわたるわけですが、まずはやっぱり地産地消、あるいは自給率を高めていくということも食育教育の中での大きな目的でもあるのではないかなと思っております。ですから、今、国の予算そのものはわかりましたが、それは事業をやらなければ、国から補助金としては入ってこないわけです。ですから、先ほど申し上げましたように、生産者あるいは消費者、市内の消費者、そういう方々と、食育についての意識をさらに高めるための事業、これについては、やはり担当が農林水産課になりますけれども、こちらのほうと連携、まあ教育委員会もいろいろな横断的な連携をしながら、いろいろな事業展開、これから考えていきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 学校給食の件でございますが、現在、学校給食は1食260円から280円で賄っている現状でございますが、御承知のように原材料が大変上がっておりまして、学校のほう大変苦慮しているわけなのでございますが、先ほど教育長の答弁にありましたように、できるだけ地産地消ということは原則で私方もそういうことで取り組んでいます。冷凍食品等はほとんど学校給食会のほうから仕入れておりまして、やはりこれは価格の安定と供給のバランス、今日が安くて、明日が高いというふうなこともいけませんので、そして、何にもまして安全、それから子供たちの食事ですので、食品の安全確保というものを重要視しております。それで、一元化ということで、象潟の給食センターでは公的会計でやっているんですが、あとは自校方式でやっております。ただ、各仕入れ先の支払いについて、農協のほうに振り込みを委託して、農協のほうでやっているわけなんです。その学校からの振り込みの控えをうちのほうでたびたび資料として取り入れまして、どこからどのくらい仕入れているかというものを2ヵ月に1回ぐらいまとめておりまして、それを見ても、かなり地産地消が図られているなというふうに教育委員会では判断しております。以上です。

【6番（佐藤文昭君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで6番佐藤文昭議員の一般質問を終わります。

次に、19番佐々木平嗣議員の一般質問を許します。19番佐々木平嗣議員。

【19番（佐々木平嗣君）登壇】

19番（佐々木平嗣君） 19番佐々木平嗣です。通告2点について質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

1点目、スポーツ振興について。

昨年は国体で、秋田県全体が大変盛り上がり、スポーツ王国秋田を全国へPRすることができ、改めてスポーツの楽しさが前面に出た年でありました。そして、本年は北京オリンピック。私は、水泳の北島選手が2種目で金メダルをとった瞬間が一番感動させられたことが頭に残っております。また、オリンピックが始まるまでは、甲子園で高校球児が熱い戦いを行っていました。オリ

ピックの陰になったようですが、秋田県代表本荘高校、その選手の中に、にかほ市出身の生徒が数人参加しており、大活躍したことも忘れられません。また、8月末にはTDKが東京ドームで熱戦を行ったことがあります。

見る、聞くスポーツも大変大切ですが、これからは自分にとってのスポーツも考えなくてはなりません。なぜスポーツ振興が重要であるか。文部科学省で作成したスポーツ振興基本計画で使われている言葉を挙げます。まず生活習慣病の予防、それから体力の向上、これが一番のポイントです。そして、精神的ストレスの発散というような健康的観点、加えて、関係する運動具メーカー、イベント業界と、産業の広がりや雇用創出効果が期待されます。精神的な面では、スポーツを行った後の爽快感、達成感、スポーツを通じたフェアプレイの精神、他人とのコミュニケーション、これは武道における礼儀作法等も含まれるでしょう。

スポーツ振興基本計画は、文部科学省が平成22年までにどんなことを重視していくかということについてまとめたものです。内容は大きく三本柱になっており、最初の生涯スポーツ社会の実現、そして、このための一番重要な手段として、地域における環境整備、これは総合型地域スポーツクラブを中核とするものです。次に、トップアスリートを育成することによる国際競技力の向上。三つ目として、生涯スポーツ、競技スポーツ、学校教育との連携。これがこのスポーツ振興基本計画の三つの柱ということになっています。

そこで、一つ目の質問といたしまして、国体、オリンピック、またはプロを目指す選手、いわゆるトップアスリートの育成について、にかほ市では対応ができているのか、お伺いいたします。

二つ目として、スポーツ指導員、指導委員の勉強会について。スポーツ指導は毎年進化しております。運動具メーカーや文科省などの講習会や勉強会に参加できる対応や条件が整っているのか、お伺いいたします。

三つ目として、高齢化社会の健康スポーツについて。我が国の人口構造は、65歳以上の占める人口比率が平成2年は12.1%、15年後の17年は20%、その10年後、平成27年には26%となる見込みです。少なくとも当面の間は、生産年齢人口といわれる15歳から64歳の世代がどんどん減って、65歳以上のいわゆる老年人口がふえていくという傾向であるといえます。このように高齢者がふえるということは、日本の組織全体として医療費の増大という問題につながっていくということになります。しかし、同じ高齢者といっても、健康で元気な高齢者がふえていけば、少なくとも元気でない高齢者の集団と比較すれば、医療費の大幅な節減につながることを期待されます。また、同時に、元気な人が多くなることによって、明るく元気な活力ある社会となることが期待され、今までのように65歳で一線を引いたりして年金生活に入るということではなく、65歳になったとしても元気でいられる限り、生産年齢として社会に貢献していただくことも期待できると思われませんが、考え方をお伺いいたします。例といたしまして、全国の医療費として、平成18年、33.4兆円、秋田県の医療費が、同じ18年に32.79億円かかっております。

四つ目として、メタボリックシンドロームについて、9月13日に本荘文化会館で特別講演が計画されているようです。ここで私がメタボリックシンドロームについてどうのこうの言うのは少し気が引けますが、続けさせていただきます。

厚生省でメタボリックシンドロームという言葉を使い始めたのは、患者に「あなたは太っているから」と言うより受け入れやすい言葉にするために使ったと言われていますが、日本人の三大死因は、がん、心臓病、脳卒中です。心臓病と脳卒中を合わせた循環器病を引き起こす原因には、動脈硬化ということがあります。そのキーワードとなるのがメタボリックシンドロームです。この通称メタボは、生活習慣をちょっと改善することによって防ぐことができるそうです。その代表として、食事習慣、運動習慣、喫煙と言われています。運動習慣で改善できるのであれば、市での対策も考えられますが、いかがでしょうか。

五つ目として、スポーツクラブのあり方について。秋田県では、旧琴丘町が昭和 60 年に県内では初の体育のまちを宣言し、平成 8 年に総合スポーツクラブを立ち上げ、「健康と体力向上を目指す」を合い言葉にまちづくりに励んでいます。その後、県内では総合スポーツクラブが各地区で立ち上げられ、県内 15 市の中でクラブのないところは、にかほ市だけと聞いておりますが、なぜなのかお伺いいたします。

6 番目にドーム型スポーツ場について。旧仁賀保地区に「パオ」というドーム型スポーツ場があり、大変込み合っているようです。雨や強風のときはもちろんですが、冬期間でもスポーツができることが理由の一つだと思います。建物の中ならではの人々の交流もでき、にかほ市のテーマの一つでもある「君はひとりではない」に貢献していると思われれます。そこで、旧象潟中学校の体育館ですが、危険物となっているそうですが、床を取り払い、土間に改修して、「パオ」のように使うことができないか、お伺いいたします。

7 番目に、にかほ市の特徴である鳥海山、日本海を利用して、スポーツ振興につなげることを考えてはいかがでしょうか。鳥海山や仁賀保地区の高原を使ったハングライダー、パラグライダー、トレッキングは当然ながら、海は「東北の湘南」と言われているところなので、マリンスポーツができるよう、条件、設備の充実を考えてはいかがでしょうか。

2 点目です。鳥海山で地域おこしの 1、車両のナンバープレートについてです。御当地ナンバーとして富士山のナンバープレートが日本で初めて県境を越えて交付を開始することが決定されました。11 月 4 日、ちなみに仏滅ですが、このことが町おこしになると私は思っております。そこで、私は前に一度一般質問をいたしました鳥海山のナンバープレートの件です。前回は私の話し方が少し足りなかったようです。声を上げることによって、注目される鳥海山にしたかったのですが、市長の答えは、車の台数が足りない、県境は越えられないで終わってしまいました。しかし、今回は違います。声を上げる、手を挙げることによって P R 活動につながるし、本当に鳥海山ナンバーができたら、必ずや全国よりたくさんの観光客がにかほ市に訪れ、宣伝にもなると思います。市の P R 活動として、市長のお考えを再度お伺いいたします。

鳥海山の顔について、お伺いします。私は、いつも鳥海山を見て思うのですが、もし鳥海山に顔があるなら、どちらを見ているのだろうかと考えたりします。6 年前より鳥海山を一周する M T B
— マウンテンバイク大会を行ってきました。実際にはその 3 年前に、鳥海山の頂上に一番近い道路で一周しながら、鳥海山の顔を探しながら、友人と散策したことがあります。車でゆっくり走って 12 時間かかり、距離にして 160 キロメートルありました。そのときの鳥海山があまりにも

美しく、顔がどちらを見ているのか気づかず、次の年より、鳥海山一周マウンテンバイク大会を計画したわけですが、事情があって一周することができず、昨年やっと念願かなって一周することができたのですが、鳥海山を各所から見ると、にかほ市を向いている方向が真っすぐに平野、日本海を見おろしているのです。そこで、私は確信をしました。鳥海山はこちら側を見ているのが顔だと。このことを全市民に報告する義務があると思われませんが、いかがでしょうか。

3 番目に鳥海山の伏流水について。ここ数ヵ月前より、ガソリンが高くなっていることは世界じゅうの人々がわかっています。そして、将来はガソリンを使用しない車ができそうですが、ある雑誌では、石油より水が重要になると言っています。鳥海山の伏流水はいろいろなところで湧き出ているが、小砂川地域の清水場もその一つですが、大変人気があり、夜中まで水くみに訪れて、車の音やドアのあけ閉めが気になる住民が出ていますが、対策があるのでしょうか。

4 番目に赤川の復活の兆しについて。昭和 49 年春に鳥海山の噴火で赤川や他の川に魚がいなくなっていました。大変残念に思っていた釣りファンが、ことしチャレンジをした結果、赤川に向かったところで、30 センチクラスのイワナを釣り上げたとのことでした。今後、環境整備を考えていく必要があると思われませんが、いかがでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、初めに、国体、オリンピック、またはプロを目指す選手の育成についてでございます。

にかほ市のスポーツ振興は、スポーツ振興法に基づいて、市民がスポーツやレクリエーションを通して、健康で豊かな生活を実現するために、スポーツに親しむ環境づくりを進め、生涯スポーツの推進を図っているところでございます。また、学校スポーツへの協力指導、スポーツ団体及びグループの育成、協力、あるいは指導を目的としているものでございまして、特別な協議の選手やプロ選手の育成を目的としているものではございません。したがって、特別な協議に参加するための選手育成は考えておりません。

次に、高齢化社会の健康スポーツについてでございます。にかほ市の 65 歳以上の方は 7,964 人で、そのうち要支援・要介護認定を受けている方は 1,240 人でございますので、元気な高齢者が 6,700 人を超える方がいることとなります。これはにかほ市にとりまして大きな財産であり、また、力でございます。市では、高齢者の皆さんに、社会参加や仲間づくり、あるいはスポーツを取り入れた健康づくりということで、1 人でもできる体操や筋力向上トレーニング、ウォーキングなどを進めているところでございますが、高齢になればなるほど、その実施率は低くなる傾向にございます。現在、平均寿命の伸長がございまして、男性で 79.19 歳、女性で 85.99 歳と急速な高齢化を迎える社会においては、これまで以上に高齢者の皆さんの健康づくりが非常に大切であると考えております。つまり寝たきりではなく、元気で生き生きとしたお年寄りをいかにふやすかが高齢化社会における大きな課題でございます。また、高齢者のみにとどまらず、若い世代から市民全体がスポーツを生活習慣の一部としてとらえてもらうためには、スポーツ振興課を中心として、組織の横断的な連携で、これまで以上に推進していくことが必要であると考えているところでござい

す。

次に、メタボリックシンドロームについてでございます。平成 20 年度版の「高齢者白書」によると、65 歳以上の高齢者の死因となった疾病は、心疾患、脳血管疾患の疾病で約 3 割を占めております。また、高齢者が介護を要する状態となった理由の 4 人に 1 人は脳血管疾患であります。肥満の方の多くが高血圧症、高脂血症、糖尿病等の生活習慣病をあわせ持ち、これらの危険因子が重なるほど、心疾患、脳血管疾患を発症する危険性が明らかになっております。このようなことから、メタボリックシンドロームに着目して、効果的な生活習慣予防を行おうと、ことしの 4 月からスタートした特定健診・特定保健指導は、健診で生活習慣病の前段階の状態にある方や、その予備軍となっている方を選び出して、生活習慣改善のための指導を行うものであります。メタボリックシンドロームに関連する生活習慣の状況では、運動習慣のある者の割合は 20 代、30 代などの若い世代でも低く、朝食の欠食率も若い世代が高い状況でございます。市では、若年期からの健康づくりによって、高齢期に至っても長く健康を保つように、食生活の見直しと運動を組み合わせた個々のプログラムを作成し、特定保健指導を強化してまいりたいと思っております。

次に、車両ナンバープレートについてでございます。先ほどお話がありましたように、このことについては、2 年前の 9 月定例会で質問をいただいております。当時は、複数の運輸支局にまたがることによる行政事務等への多大な影響を考慮して、富士山ナンバーの導入が見送られた経緯がございました。ございましたので、今後の条件緩和が進むのか、情報収集に努め、今後の課題にしたい旨、答弁をしたと記憶しております。その後、構造改革特区要望により、1 年を経て導入が可能となりましたが、先ほどお話がありましたように、この秋から順次受け付けをするというふうな話を伺っております。この構造改革特区要望によるものでございますので、導入地区でのその後の導入効果、反応、影響等を一定期間見きわめた上で、制度として他の地区でも導入の可否について決められていくものと思います。また、国土交通省においても、富士山以外の御当地ナンバーを含め、一定期間見きわめた上で、対象の拡大について検討するとされております。

このようなことから、今、条件が整っても、この鳥海山ナンバー、すぐにはできないわけですが、富士山ナンバーも含めて、導入効果や影響などの状況をこれから見定めることになりませんが、可能となれば、車両台数の要件を満たさなければなりません。ですので、県境を越えた形での連携、これが大変重要になってまいります。そういうことで、御当地ナンバーを活用することになりますと、膨大な事務処理も必要でございますので、関係自治体と協議をしながら、そうした取り組みをすることが可能なかどうか、これからの課題だと思っております。

次に、鳥海山の顔についてでございますが、鳥海山は隣接する県内外の各学校や秋田県民歌などに歌われておりますように、多くの人々の共有の財産であります。圏域すべての人がそれぞれの思いを抱き、住んでいるところから眺めるが鳥海山が自分たちの鳥海山の顔として、敬意と誇りを持って接しているものと思います。今後とも、この地域、環鳥海として一体的な発展を遂げていくためにも、一自治体だけでなく、環鳥海地域すべての財産、シンボルとして共有していくことが肝要ではないかと、そのように思っているところでございます。

他の質問については担当部課長等がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） それでは、最初の御質問のスポーツ振興についての何点かに私から答弁させていただきます。

まず最初に、一番のスポーツ指導員、指導委員というのは恐らく体育指導委員のことを指しているのだと思いますけれども、その勉強会についてということですが、本市でスポーツ指導員を委嘱している方はおりませんけれども、体育指導委員としては30名の方に委嘱をさせていただいて、活動をしていただいているというところがございます。佐々木議員御自身も体育指導員として御活躍いただいておりますけれども、御質問の趣旨は、体育指導員の皆さんが講習会や勉強会で研修を深めて、資質の向上に努めていきたいという意欲にどうこたえていけるかということと受けとめました。教育委員会としても、そうした意欲にはできるだけこたえていきたいというふうには思っていますが、どうしても限られた予算の中でどの程度対応できるかというのは、検討していかなければならないというふうに思っています。

このことについては今後体育指導委員会と担当課で将来の本市の生涯スポーツの方向性などにもらみながら協議をしていただいて、真に必要な研修をある程度計画的に進めていくということが大切なことではないかというふうに思っています。

中央での研修も視野に入っているようでございますけれども、我々、お願いしているほうとしては、体育指導員は出務回数も非常に多くて、ほとんどの委員が仕事を持っていますので、気の毒な面はあるのですが、日程調整ができるかという課題もあるのかなというふうに思ったりしています。県内にも多くのすぐれた人材がいると思いますし、研修会の機会もありますので、委員の皆さんの研修のニーズにあわせて機会を選択するなり、講師の派遣を依頼して勉強の機会を設けていくという方法もいいのではないかと、そのほうがより多くの委員の皆さんの参加が得られるのではないかなと思います。

いずれにしましても、今後の本市の生涯スポーツを担っていく一つの部門として体育指導委員会があるわけですので、そういう皆さん方の研修意欲に少しでもこたえていけるように、お互いに協議しながら、今後進めていければいいというふうに思っています。

それから、一番のスポーツクラブのあり方についてということでもあります。にかほ市でも、何も総合型スポーツクラブを全く考えていないというわけではございませんで、将来的にはこういう組織化も必要になるなという考えは持っておりました。そういう関係で、数年前から担当者を県の説明会とか、研究会に派遣をして、情報収集には努めてきたところであります。また、本市スポーツの現状を見ますと、体育協会、スポーツ少年団、それから行政体育指導委員会が主催する各種教室、講習会など、さらに自主的なグループなど、スポーツ活動が本当に自主的に、自発的に、非常に活発に行われている状況にもあるということで、急いでクラブを設置する動きはっておりませんでした。ただ、今後もこれでいいかというふうに考えますと、少子・高齢化の進行とか、行政支援のあり方もやっぱりこれからは少しは変わっていくのではないかとすることも予想され、スポーツの環境の変化というものも予想されますから、そのような変化にどのように対応していくかと

ということになりますと、クラブの組織化も必要になるのではないかというふうに考えております。

そういうことで、総合型地域スポーツクラブの結成に向けて、今年度、設置検討会というものを立ち上げまして、現在、今、検討している、協議をしてもらっているところでございます。まとめ次第、考え方をまとめて、皆さんにお伝えしていきながら、この設置について取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

それから、ドーム型スポーツ場についてでありますけれども、パオは平成9年に農村総合整備事業で建設されて、佐々木議員が言われるように、非常に多くの皆さんに非常によく活用されています。象潟中学校の体育館をこのような施設にという御提案でございますけれども、36年に建設されて、昭和60年に大規模改修をしているものの、47年を経過しております。先ほど御質問の中でも述べておられましたけれども、象潟中学校は、危険校舎改築事業として取り壊しの要件で、国からの安全・安心な学校づくり交付金を受けて建設したものでございますので、あそこを改修してそのような施設にするという考えは持っておりません。

7番目の、にかほ市の特徴である、鳥海山、日本海を利用してスポーツ振興につなげるという御質問でございますけれども、現在でもいろいろなスポーツイベントが開催されているわけでありませう。例えば、トライアスロンとか、モトクロス、マウンテンバイクというふうなイベントも開催されておりますし、海水浴とかレジャー船でのフィッシングを初め、小砂川海岸や両前寺・三森海岸でのサーフィンなどの愛好者の皆さんがそれぞれ自分なりに楽しんでいるという現状がございます。この年度は、出羽富士ツーデーウォークというものも本市で開催されましたし、今後とも仁賀保高原でのウォーキングとか、B & G海洋センターの事業を活用したマリンスポーツなどは考えていきたいなと思って、現在も行われているものでございますけれども、そういうものも比較しながら、さらなる振興を図っていきたいという考えは思っておりますけれども、新たな施設展開をして御提案にあるハングライダーとかパラグライダー、トレッキングなどができる施設をつくるという考えは持っておりません。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） それでは、御質問の3の鳥海山の伏流水についてお答えします。

小砂川地域の清水場がマニアによってにぎわうことは大変喜ばしいことではありますが、それ以前に、マナーについてはお互いに気をつけるべきだと思っております。毎年市から地域要望として、各集落等から建設要望等受けておりますが、これまで地区要望として具体的な要望はなかったように思われます。このようなことから特別な対策は講じておりませんでした。これは、観光地として有名になってきたのかどうかわかりませんが、現段階では交通規制などはできないものと思われることから、地域住民にとって、安心・安眠を確保できるよう、騒音に対し配慮する必要があると思われまますので、利用者からは利用協力を得られるように看板等で周知する方法があると思われまます。自治会及び近隣住民等でも具体的にどのような対策が必要なのか御検討いただきまして、集落要望等に情報をお願いできればありがたいというふうに考えます。

次の赤川の復活の兆しについてという御質問であります。

赤川は、中島台レクリエーションの森から上流になりますが、鳥海山からの泥流により酸性化な

ったわけですが、近年は少しずつ改善されて噴火以前に回復しつつあるようでもあります。釣り場ポイントまでは、地図等で独自に通路を開拓しているものと思われませんが、荒廃することのないよう、ルール、マナーを大切に、環境の整備はあくまでも、一人一人が自然を愛し、自然を守ろうとする努力が一番大切であるという観点から、それぞれ環境の保全に努めていただくようお願いしたいという考え方であります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 19番佐々木平嗣議員。

19番（佐々木平嗣君） 丁寧なお答えありがとうございました。

国体選手は考えてもプロ養成は考えていないという答えでしたが、国体とか、また、子供たちの東北大会、もしくは全国大会などは、これは絶えずあることだと私は思っています。その子供たちの育成はある程度はやはり考えなきゃいけないと思っておりますので、先ほど1番と2番が若干ダブっていますけれども、スポーツの指導員、私、先ほどお話ししたことも一つの、教育長からお答えいただきました指導員に対しても、丁寧にお答えをいただきましたが、一般の方々の指導員の教育、勉強会も、これはやはり続けていかなければいけないと思われています。

というのは、私が、今から26年前に、当時象潟町時代、体育館の中にいた女性の方から、プールの指導をお願いされて、私、たまたま水泳部出身なものですから、自己流で教えたときがありますが、自己流はやはりだめだということで、当時、町から1万円の補助をもらって、1週間、東京のほうに、四谷のほうに行って、スポーツ指導・救助法の指導の免許を取ってこいと言われて取った時代があります。そういうことがこの地域であるかないかという私の先ほどの質問の中に入っていましたけれども、やはり市のほうである程度バックアップをしてくれれば、新しい指導方法も得られて、新しい選手がどんどん伸びていくような感じがしますので、その点について再度質問をいたします。

それと、高齢化社会の健康スポーツですが、たまたま全国の市の市議会旬報というのが7月5日に出ました。この中に、日本一健康なまちと — 私、この日本一というのがすごく好きなんです。前にも私、質問したことありますが、何でもやっぱり一番にならなければならない意味がないということで、この記事をとって見ていましたけれども、ちょっと読ませていただきます。

「だれにもいつか訪れる老い。しかし、年齢を重ねても寝たきりになることなく、元気、楽しく健康的に過ごしたいと思うのは万人に共通する思いではないでしょうか。この思いを現実のものにするため、見附市では日本一健康なまちを目指します」と、このような形で、うちは、日本2番目で、2位を目指すとかと、このぐらいの気持ちで健康なまちづくりをしていければと思っています。というのは、うちの、総合発展計画の中にも、「元気なまち」というテーマが一つあります。その意味でも、このようなまちづくりに一歩でも近づけようと思ひましてこの質問をさせていただきました。確かに、65歳以上が7,964人、要介護は1,240人で、6,700人の方々がいるそうですが、実際、スポーツ参加はしてくれません。そのスポーツに参加しない方々を参加させるためにも、この中に書いてあるいろいろなことを私わざとあえて書きましたが、ドーム型スポーツ場というのは大変人気があります。これは、大館の樹海ドーム、あれにしてみても、大変な人気があります。順番が待ち切れないほど人気で盛り上がっております。この地域にパオという、人気のある

のが一つしかないというのは大変寂しいものだと思います。新しくパオというものをつくるよりは、今現在ある建物を危険物だとしても、もし直せるのであれば、ある程度お金をかけて直して、ちょうど住民の住む地域の近くにありますので、歩いて参加できる場所だと思っています。そういうところを皆さんに使えるようにしていただければと思っています。

また、私、最近B & Gのプールに通っていますけれども、あそこはやっぱり素晴らしいですね。プールの中で、仲間同士お話ししながら運動して、有酸素運動というものを行っています。泳ぐ人はごく一部ですが、歩いたり、話をしたり、いろいろと情報交換をしたりする場所が水の中でできるわけです。でも、水に入れない人はやはりいるんですよ。その水に入れない人をドーム型スポーツ場で集まっていたら会話をしていただきながら、スポーツをしていただいて、いつまでも健康に留意していただくと。たまたま、前に講演で聞いたことがあるんですが、由利本荘市の藤井蘭子さんの講演の中で、「PPK」という講演がありました。「びんぴんころり」という講演だそうなんですけれども、大変私はあの講演には感動いたしました。丈夫なうちはびんぴん、そして逝くときはころっと他人に迷惑をかけないようにして逝くのが老人の今の願いであると。やはりそのようなことを堂々と老人の前で講演をしているわけです。たまたま秋田市の病院長の講演を聞くことができました。秋田県は大変病気の多いまちで大変であると。しかし、これからの秋田県の病気の中で一番多い、先ほど話した動脈硬化をなくすために、死ぬんであればがんで死のうという講演がありました。それだけ、この地域は脳梗塞とか脳の病気が多いわけです。その病気に対応するためにも、にかほ市としてもいろいろな対策を考えて、今現在考えているみたいですが、さらに、その上をいくようなことをお願いしながら、私の質問に再度お答えを願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） それでは、再質問にお答えいたします。

国体、オリンピック、プロは別だという話でございますが、これは、やはり学校教育、学校の運動の中の延長、そういうものではないかと思っております。行政がとりたてて国体選手を目指せとか、あるいはオリンピック選手を目指せとか、そういう形の育成の仕方はちょっと行政ではなじまないのではないかと思っております。

それから、ドーム型のこともありました。教育長が先ほど答弁したように、象潟中学校の体育館は老朽化しているということで補助金をいただいて、あれを壊して — 老朽化したということで壊して新しく体育館を建てているんです。ですから、金浦小学校についてはまだ残っておりますが、文科省からは矢の催促でございます。いつ壊すのですかと。要するに、金浦小学校についても危険校舎だから新しい校舎を建てたんです、補助金をもらって。ですから、やはりこれは当然約束として壊さなければなりません。これは何億かけて改修するとかという問題では私はないと思っております。

ただ、やはりできれば佐々木議員がおっしゃるような形の中で施設整備、要望にこたえていきたいとは思いますが、限られた財源の中でいろいろな事業展開をしていかなければなりませんので、やはり施設整備については共有するような、同じような施設についてはできるだけ有効利用をしていただきたい。かわりに、床があればだめなのかもしれないけれども、象潟体育館を初め、体育館

もあります。ですから、こういう施設を有効に活用しながら、やはり仲間づくりをしていただきたいなと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 先ほど子供さんの話の関係から、スポーツ指導員の派遣という話に移っていったような気がしますけれども、現在、小学生はスポーツ少年団、中学生は中体連、高校生は高体連というふうな感じで組織の中で子供たちを育成しているわけでありまして。スポーツ少年団の場合は、指導者になるための講習を受けて指導者の資格を得て、以来、地元の本部で指導者の育成も兼ねて、年2回程度研修会を開催して指導者の皆さんに受講していただいて、資質の向上に努めてもらっております。

中学校は中体連で、主に学校の先生方が多いとは思いますが、地域の指導者もありますので、そういう指導、研修などをやっているものと思われまして。

そういう関係で、社会教育中で、生涯スポーツの中では体育協会のいろんな教室もありますでしょうし、そこで指導されている方々が、そういう研修とか勉強会などの要望があれば、またどのような形のものがいいのか、そういうものは検討していかなければなりませんけれども、今のところ、我々教育委員会としても、そういう声は受けていないといいますが、そういうことで、そのように意識して、計画を組んだことは、にかほ市になってからはありません。

結構生涯スポーツの中では自主的にレクリエーションを兼ねてやっているという高齢者のスポーツ団体などもあって、若者が本格的に協議に取り組むというのはまた違った形の取り組み方でございますので、我々が範囲として、どのような指導者をどのようにして研修を積んでもらうかということも具体的にまだ、そこら辺から検討してみなきゃいけないかなという考えです、現在は。

議長（竹内睦夫君） 19番佐々木平嗣議員。

19番（佐々木平嗣君） ドーム型スポーツ場について再度お伺いいたします。

今、市長は、国が、県が早く壊せと、危険物は壊せと。でも、例えば、上浜の体育館も長くあります。何だかんだって、中を使ってみんな喜んで、私、使っていると思います。これは象潟の中学校の体育館の床がなぜだめだかなという、虫食いが入っていて、いつ崩壊するかわからないからという感じもしますので、私は、その床をはいで、使うだけ使わせてほしいということもできないかという相談もしたいと思っておりますが、それについてもいかがでしょうか。ただ、47年過ぎたと言いますが、実は、建物はもう何年もつのか。今の人たちは、実際にああいう形のものが欲しいんですよ、そういう土間のところで運動する場所が欲しくて、パオがあれだけ込んでいます。そこを、もう一つ新しいものを建ててくださいというのではなくて、有効利用できないかという相談をしているのであります。

当然、協働のまちづくりというテーマもこのまちにあります。ある団体がぜひそこをお借りして、そこで維持管理もしたいというグループもあります。実際に使って何か運動をしたいからということで申し込みもあったと思っておりますが、ああいう建物を簡単に — 壊さなければいけないと壊さないといけないかもしれませんが、補強して使えるのであれば補強して使わせていただければと思っておりますが、その点についてちょっとお伺いします。

それと、マリンスポーツとか ー 海と山を利用していることですが、東北の湘南という割には、海も施設も何もないし、鳥海山というと、やっぱりこの辺のシンボルですが、ハングライダーやる、ここはハングライダーをやる場所だとか、ハングライダーをしまっておく場所とか休憩所もない。何かしら、この地域ではこういうことをやっているんだよという目印、もしくは休憩所があってもいいんでないかと私は思っていますが、小砂川のクツカケ湾のところで、サーフィンやっている方、それに、仁賀保地区でサーフィンやっている方々も、ただ何にもないところに車を持って行ってただやっていると。ここはサーフィンやれるんだと、ここは何かやれるんだという、そういうふうなものをつくって、休憩所をつくっておけば、もっと人が集まってくるし、「東北の湘南」と言われるだけのすばらしい海水浴場じゃないかと、海じゃないかということと言われると思いますので、その辺について、もう少し市のほうでも、いろいろなことをしたほうが、私はこの地域にとってのスポーツ振興につながると思われますが、それについて再度お伺いします。

それと、鳥海山で地域おこしの車両ナンバーですが、先ほど、前回もお話ししていますが、県境を越えてという問題が一つありましたけれども、私、いろいろ考えましたら、別に県境を越えなくても、鳥海山が見える地域、例えば湯沢市、横手市、あちらのほうからも鳥海山って見えます。そういう方々と手を組んで、クリアする方法もあると思われます。実際には男鹿半島からも鳥海山は見えます。太平山からも鳥海山が見えます。いろんなところからこの鳥海山、見えるわけです。その方々と手を組んで、鳥海山ナンバーをつくることは可能ではないかと私は思っていますが、その辺について、再度質問いたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 旧象潟中学校の体育館を残してほしいということですが、大変老朽化しております。老朽化しておりますから、国との約束事項もありますし、私としては、やはりその一定のルールに従って、そのものをやっていかなければならないと思っております。

それから、上浜中学校の体育館、これはほとんど物置です。物置。今、危なくて、取り壊しましよと、使わないでくださいというような形の中で、縄を張ったり、いろいろやっているんですけども、結局、そういうものを使用させて事故を起こした場合、だれが責任を負うんですか。

ですから、やはり老朽化したものは、やはり将来的な財政負担もありますから、やはり取り壊すものは断腸の思いで取り壊す場合もあります。ですから、今の象潟中学校については、本当に佐々木議員のお話はわかります。理解できます。できますけれども、やはりこれは将来的なことを、負担なども考えますと、やはり取り壊しをしなければならぬと思っております。

それから、マリンスポーツ。これもおっしゃりたいことはわかります。ただ、行政が何でもかんでも行政がやらなければならないのかということもあります。ですから、場合によっては、観光協会の会長さんでもありますし、例えば観光協会でそういう事業を立てながら、行政のほうにおいても、こういう形で何とか支援をしていただきたいという発想があってもよいのではないかと思います。何でも行政、行政では、行政も限られた予算でございますので、なかなか対応できないのが現状でございます。

それから、御当地ナンバーですが、確かに、今は、特区では県境を越えてもできるように、今、

試験的に富士山ナンバーをやっています。確かに、県境を越えなければいいわけですがけれども、ただ、鳥海山と言っても、男鹿半島に行って「鳥海山に手を挙げて」と言ってもやっぱり言わないと思いますよね。湯沢だって、これ、なかなかわからないと思います。ですから、やっぱり御当地ナンバーとして鳥海山を使うのであれば、やはり一番いいのは、山形県の県境を越えた遊佐、このあたりと連携したほうが、私はやっぱりこれからのイメージアップ、あるいは観光振興についても大きな力になるのではないかなと思っておりますので、特区の状況がこれからどうなるのか、こうしたことを見きわめながら、特区から一般的な形の制度として認められた場合の対応を考えて、隣の遊佐町さんあたりとも少しお話、情報交換をしてみたいなと思っております。

【19番（佐々木平嗣君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで19番佐々木平嗣議員の一般質問を終わります。

所用のため55分まで休憩します。

午後2時44分 休 憩

午後2時56分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。次に、4番池田好隆議員の一般質問を許します。

【4番（池田好隆君）登壇】

4番（池田好隆君） 通告しております3点について質問をいたします。

第1点、合併に伴う重複施設の統廃合についてであります。ただ、この質問につきましては、さきの6番議員の質問と重複する点もあるかと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

平成の大合併が進みまして、その大合併によって人件費の削減、そういったメリットは感じられると。しかしながら、施設の統廃合、これは屋内施設、屋外施設たくさんございますけれども、そういったものの統廃合、あるいは地域の特例、そういったものの扱いについては、合併協議の段階では、統廃合を検討する時間、そういったものが比較的少なく、先送りされた感が強いのではないかと、そういうふう感じております。新市のまちづくり計画では、施設の有効利用、あるいは相互利用を考慮し統合整備を基本とするとありますけれども、その推進は非常に遅いように感じられます。読売新聞社の全国世論調査のデータが新聞で紹介されておりました。合併で住民サービスがどうなったかという問いでございます。「よくなった」というのが25%でした。「そうは思わない」というのが63%でした。「行政のむだについてはどうか」と、こういう質問について、行政のむだは合併によって減少した」というのが42%、「そうは思わない」というのが49%でございます。果たして、にかほ市の状況はどういう状況にあるんでしょうか。合併は、サービスは高く、負担は低くというのがモットーでありますので、そういった状況からすれば残念な結果ではないかというふうに思われます。各地区の特性を生かした有効利用、あるいは効率的な行財政運営の推進、こうい

ったものには、よく言われますけれども、民間の視点を取り入れるという観点、あるいは6番議員の質問にもあったように記憶しますが、ある程度の行政のスピードアップ化、こういったことが当然に求められるものと思います。施設の統廃合につきまして、全般的にどういう現状認識しているかということをお伺いいたします。

答弁によって再質問いたしますけれども、連絡しておりますが、この施設は非常に余計でございます。答弁の状況にもよりますけれども、再質問は特に屋外の公園、こういったものを中心にしていろいろ議論を闘わせてみたいなということでございます。これは連絡しておりますので、そういうふうに進めたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、二つ目でございます。後期高齢者、長寿医療ですか、こういうふうに名称を変えているようでございますが、4月1日に始まってから5ヵ月を経過いたしました。この制度の実態はどうなっているか、あるいは総点検、そういった視点からお伺いするものであります。75歳以上を対象としたこの制度は、御承知のとおり、十分な準備と国民への説明を怠ったままの、対象者の不信を抱いた状態での船出となったわけでありまして。さらには、制度そのものもそうでありますけれども、保険料の算定方式、これが非常に複雑でなかなかわかりにくいというふうな欠点も指摘されたところであります。そこで、3点についてお伺いをいたします。

第1点は、制度が船出したわけでございますけれども、制度に対する理解、これはどのように高まったかと、この点を最初にお伺いいたします。

それから、二つ目、医療のサービスについても、高齢者の医療サービス、これは従来より低下するのではないかと、こういった危惧もいろいろ言われたわけでございます。心配された医療サービスの低下、こういったものについてもどう考えるかということをお伺いいたします。

それから、3番目、先ほど申し上げましたけれども、保険料負担、こういったものの実態はどうなっているかということをお伺いいたします。

次、三つ目であります。公共工事の発注についてでございます。新聞紙上等で報道されておりますとおり、秋田県では、資材の高騰が著しい、こういうふうな判断に基づきまして、第二次オイルショックの翌年に当たる1980年以来28年ぶりに県工事にスライド条項の適用を決定したというふうなことでございます。ただし、これにつきましても、県の思惑と業界の思惑、これは必ずしも一致していないと。なかなか業界の思惑どおりには反映されていなそうだと、こういうふうな記事なんかも紹介されておりました。このような状況を踏まえて、にかほ市の状況はどうなっているのかということをお伺いいたします。4点ばかりお伺いいたします。

第1点は、前段で申し上げたように、設計額の算出はどんな形になっているのかということでございます。さらには、それに基づいて、当然予定価格、これを設定するわけでございますけれども、予定価格設定についての基本的な考え方をお伺いしたい。これが第1点でございます。

それから、第2点、各種工事の発注時期でございます。工事関係の所管課、たくさんございます。建設、農林、それから教育委員会、公営企業、たくさんありますけれども、この発注時期等について関係課の連携、これが十分にとられているのかどうかということをお伺いいたします。一例を申し上げますが、象潟の瀧見町地区、下水道工事が発注されました。ところが、発注されて仕事

にかかろうとしましたら、実はそこにはガス・水道の管の入れかえ工事もあるんだと、こういうことでなかなか仕事にかかれぬ、こういう状況が数ヵ月続いておると、こういうふうな状況もあります。今、業界は非常に難儀しております。仕事をとった段階では早く仕事を終了して、早く代金の決済を受けたいというのがこれ当然の考え方であります。そういった各種工事の発注時期、こういったものについて、うまく関係課の連携がとられているのかどうか、これをお伺いいたします。

それから、三つ目でございます。発注基準の中に等級別の基準があるわけでございますが、これの発注と、それから工事によっては特殊工事というのがあるようでございますが、この特殊工事というものは、どのようなものがあるのかと、これをまず最初にお伺いいたします。

四つ目、公共工事、非常に件数が少ないわけでございますけれども、この公共工事を通しての建設業界の振興をどう考えているのかと。公共工事というのは、競争の原理を働かせて、良質な工事をやってもらうというふうなことと、もう一つは、業界で働いておる雇用の問題、あるいは業界の地域貢献、こういったものも非常に大きな要素であると思います。建設業界、非常に苦勞しておりますので、こういった公共工事と建設業界の振興、こういったものをどう考えているかということをお伺いいたします。

さらにつけ加えますけれども、市長の入札制度改革、これは市長の公約でございますけれども、2点挙げられております。一つは、地元の産業を育成したいと、もう一点は、地元業者の受注機会の増を図るため、分離分割発注方式の導入を検討したい。これは市長の公約でございますが、この2点についてもお伺いをしたい。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、御質問にお答えいたします。

合併に伴う重複施設の統廃合についてという御質問でございますが、公園等の管理関係については、後で担当の部長からお答えいたします。

これは、先ほど佐藤文明議員にも申し上げましたが、その施設の統廃合、あるいは管理運営形態についても、指定管理者制度も含めてどういう形にしていくかということをお話し申し上げました。そういう形の中で、私は、やっぱり合併協定項目、これをしっかりと対応しながら、それぞれの課題に取り組んでまいりたい、まいりましたという話もしましたし、これからさらにスピードを上げてそうしたことにも取り組んでまいりたいと思っております。ただ、御質問の中にありますように、「合併して住民サービスがよくなった」25%、「そうは思わない」という63%、これが読売新聞社の世論調査で出ているわけでございますが、私も非常に残念だなと思っているわけでございます。これは我々行政もまだまだ説明不足なのかなと思っています。やはり合併によって行財政効率が高まって、そして、本来であれば、単町であればなかなか維持できないような住民サービスを維持したり、あるいは向上しているわけです。例えば、保育料の軽減とか、いろいろあるわけでございますが、こうしたことをしっかり、もう少し説明していかなければならないなというふうに今反省をしているところでございます。今後、組織を挙げて一生懸命市民の皆さんに合併の効果、そうしたことをPRしてまいりたいと思っております。

次に、後期高齢者医療制度についてでございますが、御承知のように、後期高齢者医療制度は、少子・高齢化が進み、国民総医療費が毎年1兆円の伸びを示す社会情勢の中で、高齢者の医療費を安定的に支えるために、公費5割、そして現役世代4割、高齢者から1割の費用負担をいただいて、そして、この医療制度を維持しようというものでございます。また、医療を受けた場合の負担などについては、今までの老人保健制度と大きな違いはないというものでございますが、説明不足で大変おしかりを受けたり、大きな混乱を招いたところでございます。

そこで、広域連合や市町村でのPR、また、マスコミにも毎日のように大きく取り上げられまして、いろいろ議論されたところでございますが、現在、窓口への問い合わせや質問はなくなってきております。制度の賛否は別としても、制度そのものの理解が深まってきたのではないかなと、そのように考えているところでございます。

また、今まで被用者保険等の被扶養者で保険料を直接納付する必要のない方がおられましたが、この制度では新たに保険料の負担が発生いたしました。この方々については、期限つきであります。激変緩和の措置がとられているところでございます。

このことについてもいろいろ議論があったわけですが、例えば、高齢者世帯の国保に加入されている方は、これまで保険料を納めてまいりました。そして、被用者保険に入っていて、扶養されている人は保険料の支払いの義務はありませんでした。そういうことで、同じ高齢者の中でも、差別があるというふうな問題もあったわけでございます。また、低所得者層への負担をさらに軽減するための見直しが行われているところでございます。そうした過程の中で、ある調査によると、制度を維持して、そして、負担の軽減など、そうした見直しをすることを支持する方が約55%、そして、制度そのものを廃止しようというのが約38%の世論調査もございまして。そういうことで、制度の内容については、国民の皆さんに相当浸透してきたのではないかと思います。今後とも制度の円滑な運用を図るためのPRに努めながら、世界一長寿国の医療制度を支えるために、国・県・広域連合と一体となって取り組んでまいりたいと思っております。

次に、医療サービスの低下についてでございますが、制度開始当初、制度の周知不足もあって、報道機関等で医療サービスの低下などが報じられてまいりましたが、実際のところ、75歳以上と74歳以下とで受けられる医療に相違はございませんし、窓口へも医療サービスの低下に関する苦情などは来ていないと、そのように伺っております。制度開始当初に話題となっていたのは、後期高齢者診療料と診療報酬における終末期相談支援料でございますが、前者については、患者の病態ごとに出来高等での算定を選択することも可能でございますので、これまでと比較して医療サービスの低下にはつながらないと、そのように考えているところでございます。また、後者については、当面、凍結されることが決定されております。このようなことで、全体的に見た場合でも、これまでの老人保健制度との違いはないこととなります。御質問の保険料の負担実態などについては、担当部長がお答えいたします。

次に、公共工事の発注状況でございます。建設工事の設計額は、秋田県及び県内市町村が共同で利用している土木工事積算システムにより算出しております。また、入札の透明性の確保と積算の妥当性の向上を目指すために、予定価格の事前公表を実施していることは御承知のとおりでござい

ます。したがって、積算業務においても、現状の資材の高騰なども十分踏まえながら、あるいは予定価格の設定についても、そうしたことを十分踏まえながら、予定価格調書を作成しているところでございます。

それから、各種工事の発注時期についてでございます。ホームページ等に記載しながら連絡調整しているわけですが、先ほど御指摘されたような事例は本当に残念であります。こういうことがないように、これからも横の連絡を密にしながら公共工事に取り組んでまいりたいと思っております。

等級基準による発注と特殊工事についてでございますが、にかほ市建設工事請負業者選定要綱に基づいて、入札に付する市工事の請負対応額に対応する等級別発注標準表の等級に格付されたものの中から選定しております。ただし、特殊工事等においては、同要綱第8条3項を適用しておりますので例外もございます。この等級別発注標準表は、額によってその業者選定をしておりますので、額以下であっても、例えば、その額以下の指名される業者の皆さんが経験したことのないような工種もあるわけでございます。そういう場合には、特別な例として、ランクの上の業者を指名する場合もございます。

次に、建設業界の振興についてでございますが、市内建設業者に雇用されている方は年々減少の傾向にありますけれども、現調査の段階では360人ほど働いているようでございます。各建設業者の皆さんには、受注した工事を良質な品質で立派に完成されておりますし、また、道路や河川、あるいは海岸のごみ清掃ボランティアなども実施されております。そして、災害時の緊急対応などに迅速に対応していただいておりますので、雇用を含めて社会貢献をいただいていると、そのように思っているところでございます。したがって、市発注工事については、特別な工事を除き、これは大規模工事も含みますけれども、そうしたことを除き、引き続き優先的に指名をしてみたいと、そのように考えております。

次に、入札制度改革についてでございますが、建設工事においては、先ほど申し上げましたように、地元企業の受注機会をふやすために、工種別、あるいは工区別に分割発注、こうしたことを実施しております。例えば、建築工事等については、本体、電気、機械設備、あるいは道路工事、あるいは下水道工事においては工区を分割しながら、できるだけ受注機会を与えましょうということで行っております。

御質問の分離分割発注方式のCM方式でございますが、御承知のように、建設生産・管理システムの一つで、発注者の補助者・代行者であるコンストラクション・マネジャーが自立的な中立を保ちながら、発注者側に立った設計の検討や工程管理、コスト管理など各種のマネジメント業務を行うものでございます。そして、工事全体を細分化して、工種別に業者を選定しながら工事を進めていくものでございまして、これは主に箱物が対象となります。ですから、こういう一つの箱物を完成するには、この方式でやりますと、場合によっては百何十というふうな契約も出てくることも予想されます。

この方式のメリットとしては、設計や施工において、品質・工期・コストの最適化が図られるなどが挙げられておりますけれども、問題点としては、設計業務とは別に、このコンストラクショ

ン・マネジャーが行う業務について委託料を支払いしなければなりません。ということで、設計料とは別に経費がかかります。ただ、これについては、この細分化方式で行うことによって経費縮減につながって、このことが、その縮減が十分このコンストラクション・マネジャーが行う業務の業務量に間に合うというふうに言われておりますが、ただ、御承知のように、現在の資材、あるいは原油高、こうした中で、分割して小規模業者を対象とした場合、本当にこの形の中で価格を抑えることができるかということが、今、大きな問題になっております。また、各工種ごとに、直接施工者と直接契約するために、先ほど申し上げましたように、建物を一つつくる場合は百何十項目の形の業者と契約する場合があります。そうした場合に、だれが完成した建物について責任を負うかということも大きな問題となってまいります。特に瑕疵担保、できた後の瑕疵担保について、現状の業界を取り巻く環境などを考えますと、この瑕疵担保についても大変厳しいなど、分割した場合に、細かく分割した場合には厳しいなということで、いまひとつ積極的に取り組みできない状況でございますので、今後さらに研究は重ねてまいりたいと思っております。

いずれにしましても、地元業者への発注機会をふやしながらか、公共工事、公共施設の整備に努めてまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） それでは、公園関係についてお答えします。

公園の管理につきましては、産業部の観光課が管理しておりまして、現在、公園施設として、都市公園 11 カ所、ふれあい公園が 5 カ所、農村公園が 4 カ所、市の公園が 7 カ所、地区管理を含めた公園施設で 19 カ所、合計 46 カ所あります。

維持管理につきましては、基本的に臨時作業員を雇用して、利用者が安心・安全にできるよう、除草及び清掃、並びに施設の点検を実施した上で公園環境の保全に努めておりますが、一部は地域から維持管理をしていただいております。この一部につきましては、大竹農村公園、前川農村公園、黒川農村公園、緑中央公園であります。この旧象潟町役場跡地の緑中央公園につきましては、市民から親しまれる市民手づくり公園として、周辺地域の 7 町会が連携して公園管理に取り組んでおります。

組織としましては、鳥海国定公園を美しくする会は、公園利用者がもたらすごみ等廃棄物の収集、運搬処理等の清掃活動を実施しております。このような現状にかんがみ、通常の維持管理については観光課で行い、集落等に点在する公園については、市民や市民団体、自治会等との連携のもとに、今後も快適で、かつ安全を重視した維持管理に努めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 後期高齢者医療制度の保険料負担の実態についての御質問にお答えいたします。

秋田県の後期高齢者医療制度の保険料は、均等割が 3 万 8,426 円、所得割が 7.12% となっております。にかほ市の国保の税率が、介護部分を除きまして、均等割が 4 万 1,300 円、所得割が 8.0% でありますので、後期高齢者医療制度の保険料のほうが国保よりも若干ですが安いという

ことになります。ただし、市長の答えにもありましたように、被用者保険の被扶養者であった方々につきましては、今までなかった保険料負担が新たに発生したというところがございます。これらの方々に対しましては、資格取得から2年間は均等割額が5割軽減されることになっておりますし、20年4月から9月までの6ヵ月間は保険料が全額免除、10月から21年3月までの6ヵ月間は所得割が全額免除、均等割が9割軽減されるという緩和措置がとられております。

さらに6月12日に、政府・与党において取りまとめられました高齢者医療の円滑な運営のための負担軽減等についての決定によりまして、後期高齢者医療制度の加入者全員を対象にしまして、基礎年金だけの所得が低い世帯については、均等割の7割軽減が8.5割軽減に拡大されておりますし、基礎控除後の所得が58万円以下の方については、所得割が5割軽減されております。後期高齢者医療制度の加入者は、8月1日現在4,270人でございますが、このうち、保険料の軽減措置を受けている方は3,080人で、全体の72.13%に当たります。内訳としましては、8.5割軽減が1,261人で、軽減額は4,193万2,513円となっております。均等割の5割軽減が129人で、軽減額が244万51円、均等割の2割軽減が224人で、軽減額が172万1,664円、所得割の5割軽減が242人で、軽減額が242万1,114円。被用者保険の被扶養者であった方々に対する特例措置の軽減が1,226人で、軽減額は4,475万5,130円となっております。合計の軽減額は9,327万472円となっております。

後期高齢者医療制度の保険料算定方式は、本則では国保税の算定方式とほぼ同様なものでございましたけれども、緩和措置や見直し措置を重ねることで、複雑で理解が難しいものとなったところがございます。窓口での御質問や問い合わせなどに対しましては、懇切丁寧に説明をいたしまして御理解をいただくように努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） それでは、最初の、この合併に伴う重複施設の統廃合について再質問いたします。

特に屋外施設、公園的なものだと思いますけれども、これについてちょっと考えてみたんですが、先ほど部長からもちょっと説明がありました。条例だけ見ても非常に数が多いんです。農村公園、カッコウの森公園、ふれあい自然公園、都市公園、それから公園条例、あるいは市民の森条例、非常に条例が多いわけです。これは整備する段階の資金といたしますか、やっぱり補助金を使ったり、そういうのでこういうのかなというふうなこと、それはまず理解しなければなりませんけれども。ですから、この整備の関係と現在の管理の関係、その辺あたりがきちんとうまく連携がとれているのか。大半は、これは産業部の所管だと思いますけれども、その辺まず最初にお伺いいたします。

それから、公園の関係で申し上げますが、実は鳥海山の3合目に霊峰公園というのがあります。過日、ブナを植える会の方々と一緒に現場を見ました。私も、当時担当した職員として久しぶりにこの霊峰公園を見たわけがございますけれども、やはり初めて見る方も多かったわけで、非常に、こういういい場所がこういう場所にあるのかというふうなお話も出ました。ただ、私は、担当として当時から、3合目に県と一緒に整備したんだけれども、やはり観光客の気持ちとして、3

合目にとどまらないでやっぱり5合目に行ってしまうんだと、こういうふうな当時、非常に残念な状況なんかがあったわけでございますけれども、現在は管理人もいないような状況。遊休というふうな言い方はちょっと失礼かと思えますけれども、いや、もったいないなというふうなお話が出ました。

それから、さらにもう一点、象潟の向山地区というのがあるんですが、これは集落周辺で整備した公園でございます。旧象潟地区にとっては大変貴重な、残された最後の資源といえますか、そういうとらえ方でこの場所を整備したわけでございますけれども、これにも久しぶりに行ってみました。ところが、これはちょっと残念な状況でした。当時、記念植樹をやったり、いろんな事業を入れたりして一応整備したんですが、今の状況では、そこから下のほうを見るやっぱり樹木といえますか、個人の森林なんか非常に大きくなっているし、景観なんかあまりよく見えない。若干、道路周辺、刈り払いしたような状況は見えましたけれども、これもまさにもったいないなと、いつまでこのままにしておくのかなというふうな感じがしました。

確かに、公園整備は時代とともに、利用者の考え方が違ってきますから、管理面で大変なことは十分にわかりますけれども、私ができる範囲内でもこの二つぐらいのものについては、やはり早期に、どんな形にもっていくのか、こういうふうなことは少し決めないとぐあい悪いんでないかなと。ですから、管理が不十分といえますか、あるいは利用目的がはっきりしない、こういうものは都市部よりもむしろ山間部、そちらにあるんでないかなという感じがします。ですから、こういう施設がいろいろふえてきますと、さっきの読売新聞のアンケートでないんですけども、それがすべからく合併にぶつかっていくと。合併したけれどもさっぱりだなと。これは恐らく管理所の予算がつかないからだろうと、こういうふうな、ややもすればそういうとらえ方されがちなんです。ですから、こういった屋外施設のみならず公共施設みたいなものについては、たまたま市長は一生懸命取り組んでいるけれども、説明不足が若干あったかもしれないと、こういうふうな答弁もありましたけれども、少しピッチを上げて、この施設の運用といえますか、これを決めてほしいなと、こう思います。

一つの考え方を申し上げますけれども、これについてもまず御意見をいただきたいと思います。にかほ市の行財政改革大綱、それから集中改革プラン、これは17年度から21年度までの5カ年の計画です。5カ年でその施設をどうしようか。これ、私が見るところ、圧倒的に直営でもっていきますよというのが圧倒的に多いわけです。これなんか、この17年の段階での検討は、あくまでも庁内検討チームによる検討だと、こういうふうな記述があります。先ほどの市長の答弁もあったと思いますけれども、どうも検討チームの検討、これはその後なされていないと、こういうふうなお話もありました。北海道の恵庭市では、当初はこういった一恐らく合併町だと思いますけれども、内部だけの行政評価、これをやっておったと。ところが、これではちょっとまずいというふうな反省に立って、部外者も入れて、その事業の仕分けをするという手法をとったと、こういうことであります。区分なんかはほとんど同じような状況だようでございますけれども、これで非常に注目されるのは、部外者の目を入れた事業仕分けの手法というのが第1点と、もう一点は、2年間で全施設についての方向づけをした。そして、これを市民に公表すると、こういうことなんで

す。ですから、先ほどの説明不足云々の関係もありますけれども、やっぱり取り組みの状況みたいなものは逐次市民に触れさせていこうというものは市民に触れさせるということが必要だと思いますけれども、最初この点について部長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 初めに、公園の管理について、連携がとれているかという御質問であります。この都市公園、農村公園等につきましては、産業部の観光課で担当しております。その後御質問の市民の森、カッコウの森等につきましては、産業部の中の農林水産課の林務水産係で林務の担当として維持管理をしております。

このにかほ市集中改革プランの取り組み状況では、仁賀保地区の市民の森及び象潟地区のカッコウの森については、現状維持として市において管理することとしております。にかほ市市民の森は、仁賀保地区、象潟地区において、面積にして 120.02 ヘクタールあります。黒潟地区及び仁賀保高原周辺の市民の森の維持管理につきましては、市民が自然に親しめる場を確保し、健康と福祉の増進を図るために、毎年市単独で市有林等の維持管理を行っている作業班が下刈りを行い整備するとともに、生活環境保全林内の堤の管理については、関係集落に委託して環境を整備していただいております。

カッコウの森につきましては、市民参加の育林によりまして、緑豊かな森づくりを推進し、市民の財産として保存し、将来に継承するとともに、広く緑の豊かさを提唱することを目的とした、象潟町関字上切道に所在し、面積にして 6 万 3,303 平方メートルとなっております。ここの立ち木については、植栽から 50 年以上経過していることから、現在のところ手を加える作業はないと判断し、下刈り等の保育は行っておりません。

また、恐らく芭蕉の森ということだと思いますが、これにつきましては 6 月の議会でも一般質問ありました。最初の整備につきましては補助金等で整備し、その後につきましては炭焼き施設等の管理人から下刈り等をしていただいているというところで、一部細々と管理している関係もあって、広範囲にわたっての目に見える効果は見えていないかもしれません。今後の維持管理につきましては、具体的にはどこをどのようにという計画はありませんが、現在ボランティアとして計画したいという申し出のある団体がありまして、今後どのくらいの人数でどのような作業が可能か協議しようとしておりますので、協働のまちづくりという意味からも、相談しながら内容を詰めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 4 番池田好隆議員。

4 番（池田好隆君） それでは、第 2 点目の長寿医療制度についても再質問したいと思います。いろいろ答弁がございました。これ、広域連合で実施しているわけで、保険財政は安定するというふうな説明で船出したわけでございますけれども、現在、窓口にお問い合わせはないと。それから医療サービスの低下、こういったことについても問い合わせはないということでございます。これは大変結構なことだと思いますが、あきらめてなければいいかと、そんな感じも若干持つわけでございます。

保険料軽減について、部長から詳細に説明をお聞きしましたが、なかなかわかりにくいという感

じがします。で、特にこの保険料軽減についての、これは今年度の当面の対策と、政府では非常に説明不足のために評判が悪いよというふうなことで、2009年度以降の対策も検討中と、こういうことが新聞等にいろいろ出ています。ですから、2009年度以降のあれはいいんですが、この保険料軽減、こういったものを中心とした保険者に対するPR、これを少しわかりやすく－わかりやすくというのはあの仕組みではなかなか難しいのかなと思いますけれども、もう少しわかりやすくPRに努めることができないかという感じがしますが、部長、その点についてどうでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 実は、私どもも国・県から流れてくる文書はなかなか難解で、二、三回読み直さなければ何を言っているかよくわからないというのが実際のところでございます。したがって、そのままの文章を広報等に載せましても、なかなか高齢者の皆さんには理解していただきにくいものだろうとは思いますが、したがって、私どももなるだけわかるような言葉にかみ砕きましてPRをする努力を極力してまいりたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 最後、公共工事の関係でございますが、二つ三つお伺いいたします。

一つは、発注時期等の関係の横の連携ということですが、冒頭申し上げましたとおり、公共工事を担当する所管課が四つ五つあるわけでございます。今回特に道路特定財源の一般財源化の絡み、こういうことでなかなかその財源確保が不透明だというふうな説明は、よく議会で市長のほうからあったわけですが、それはそれで理解しますけれども、必ずしも特定財源に頼った工事だけでないと思うんですよ。通常の維持管理、そういう小さな工事もあるわけです。ですから、私、この横の連携の必要性というものは、公共工事が全体で少なくなっているために、なるべく準備のできたところから適切に工事を、順番にといいですか、例えば5月ごろから発注してほしいなという気持ちなんです。それが、なかなかその発注の出発も遅いと。そうなりますと、やはり業界は、民間も今、非常に、何と申しますか、さみしい状況ですから、非常に困るわけです。

ですから、そういう意味からは、私は思うんですけれども、やっぱり建設部あたりが主導権をとって、関係課、インターネットを見ればわかるよというふうなことわかりますけれども、主にやっぱり、例えばガス水道がどういう時期にどういう工事発注するかと、農林はどうだと、それから教育委員会はどうかと、その辺あたりを建設部あたりが窓口になって連絡協議会みたいなものをつくって、なるべく準備のできたところから早い形で工事発注をする。それから、工事が、先ほど申し上げましたようにダブらない、こういうことのないような横の連携、こういう例えば協議会みたいなもの、部内ですよ。こういうものをつくるような考え方がないかどうか。これはまず建設部長にひとつお伺いしたいと思います。

それから、もう一点は、この特殊工事の例外工事の話、市長からありました。これ、過日、産建委員会でも検討することがあったんですが、特殊工事と言いながら技術屋の問題もあるかもしれませんが、どうも特殊工事であっても、技術屋がいて、例えば、築礎工事を参考にいたしますけれども、台船を借りてどうのこうのと、こういうことなんです。ところが、台船は持ち合わせて

いない。皆さんが台船を持ち合わせていないわけです。ところが、そういう工事に下請が中で携わったことがあるよというふうなことなんかで、その辺の特殊工事の話もちょっと出たんですが、これは確かに市長が言うように瑕疵担保の問題なんか、いろいろ課題はあると思いますけれども、そこをやっぱり可能な限り、そういう業者を育成するというか、この業者ならやらせても大丈夫だなと、みんな一緒ではなくて。例えば1回も発注の機会を与えなければ、いつまでもこういった工事ができないわけです。ですから、そういった難しい問題もあるかもしれませんが、思い切って地元の業者もその指名の中に入れて、こういうふうなお考えがないかどうか、特殊工事についてですね、これをお伺いします。

それから、もう一点、これ、三つ目になりますが、にかほ市にA、B、C、その他の業者たくさんありますけれども、にかほ市の公共工事、あるいは除雪、こういったものをいろいろやる段階で、業者の数、これが適切かどうかと、それをまず部長からお伺いしたい。それと、もし余計だとすれば、やはり業界の体質強化、こういう問題も出てくるわけですね。難しいと言いながら出てくるわけです。ですから、その業者の数が多いか少ないか。それから業界の体質強化、こういった問題についてはどう考えるか。

以上3点を、部長の見解で結構ですから、ひとつお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 最初に、連絡協議会の話ということなんですけれども、最初に、池田議員から私もこの潟見町のちょっと下水道の発注に絡んでの工事が、補償工事のほうのガス水道のほうができなくて、何か地元のほうでもそういう話はされているというようなことを実はちょっとこの場で初めて聞きまして、ちょっとがっかりしておりますけれども、会社へちょっと確認したいと思います。本当に申しわけありませんでした。

たまたまその潟見町がどうだったのか、ちょっと今この場ではわかりませんが、いろんな工事の発注については、当然、道路掘削云々というものも含めて、うちのほうの建設、あるいは下水道、あるいはガス水道、そういう道路に絡んでの仕事の協議というのは都度やっております。たまたま潟見町が実際どうだったのかはこの場で — 恐らくやっているはずで、工事を進めたと思うんですけれども、その辺は本当に申しわけないと思っております。

あと、業者の育成ということなんですけれども、こちらは具体的に築礎という話がありましたので、この後、産業部長のほうからちょっと説明、その辺のことを説明していただきたいと思えます。うちのほうでは、その基準表に基づいた工事の発注というのはあくまでも基本として、池田議員がおっしゃるとおり、やっぱり経験というのも一つの、やっぱりAに上がるためにはBでも仕事をしなきゃならないしという、そういう、あるいはBに上がるためにはCのほうでも実績を踏まないと上がれないというようなことで、なるべくその基準表に従って発注しているということを御理解いただきたいと思えます。

あと、業者の数が適切なかどうかということなんですけれども、ちょっと非常に難しい質問なのかなと思います。私の場合も旧象潟地区でも結構業者の数がありました。若干の — まあ淘汰という言葉を使っていいのかわかりませんが、数も若干減ったと。また、合併なったの数も、

私からすると、そんなに多い数ではないのかと思いつつも、本当に池田議員も心配しているとお
り、公共工事に対しての業者云々というふうに数えると、ちょっと若干数が多いのかなという部分
も見受けられますけれども、民間の工事の取得についてもいろいろ頑張ってもらいたいというふう
には思っております。

あと、体質強化的なものというふうに言っていますけれども、体質強化というふうにはどうい
う形でやるのが業者にとっていいのかと。欠かさず仕事をやるというのは当然のことだと思
うんですけれども、いろんな機会があれば、うちのほうでも業者の皆さんと色々なお話し
合いの場でも設けたら、そういう色々なお話でもしながら情報の交換をしたいなと思
っていますけれども、なかなかそういう機会もなくて、いずれはそういう話を今度協
会長のほうにも通して、情報の交換でも
しましょうというふうな話をしましょうかなと思っています。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 特殊工事ということで築礎が挙げられましたので、私のほうから説明
したいと思います。

現在行われております築礎工事については、旧金浦町の時代から施工しております。旧金浦町で
も実績に合った業者を選定している。で、それを引き続き、にかほ市でも引き継いでおりま
して、業者の選定につきましては、私たちも十分協議しました。ところが、やはり県の工事にお
いても、一般的なもののなか、この築礎の工事については、県のほうでも実績のないところ
には指名を
しておりません。そういうことで、ほかの例を聞きますと、その築礎を完成した時点で施工が
すごく雑であったということでも、時既に遅しで、気候の関係もありますけれども再設置
できなかった
ということがあったということで、私どもの中ではやはり実績があって、その施工に
対してきちっとできるものをやはり現場代理人に選んでいただいて、そこで施工して
いただきたいと思いますということで
現在に至っております。

これは前にもお話ししましたが、できればそういう実績のある方が現場代理人としてその
会社におられるのであれば、私どもは喜んでその会社も指名していきたいというふう
に考えておりますし、測量業界の中でも、実績のないところは、やはり人材を確保して
それに参入しようとして
いる現実もありますので、やっぱり一般的な土木とは私たちは分け隔てながら、より
よい物をつくりながら、漁業振興に寄与してまいりたいというふうに考えて
おります。以上です。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで4番池田好隆議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会します。

午後3時52分 散会